

第五期秩父市障がい者福祉計画

秩父市障がい福祉計画
秩父市障がい児福祉計画

(平成30年度～平成32年度)

～ いつまでも住み続けたい
日本一しあわせなまち ちちぶ ～



平成30年3月

秩父市

はじめに

障がいのある方を取り巻く社会情勢については、平成25年4月に「障害者総合支援法」が施行され、また12月には、国際連合で採択された「障害者の権利に関する条約」の批准が国会で承認されています。さらに、本年の4月には、「障害者総合支援法」や「児童福祉法」の改正法の施行が控えています。



本市でも、「第四期秩父市障がい者福祉計画」（平成27年3月策定）等に基づいて、障がいのある方を支援する様々な取り組みを、市民の皆様のご理解とご協力により積極的に進め、障がいの有無にかかわらず「いつまでも安心して住み続けられる」助けあい温もりのまちの実現に努めてきたところです。

平成30年度から始まる国の「第5期障害福祉計画期間」（平成32年度）においては、同時に、「第1期障害児福祉計画」も策定することが新たに義務づけられています。

こうした動向も視野に入れて、この度、従来の計画を見直して「いつまでも住み続けたい 日本一しあわせなまち ちちぶ」を基本理念に掲げ、新たに平成30年度から平成32年度までを計画期間とする「第五期秩父市障がい者福祉計画」（「秩父市障がい福祉計画」・「秩父市障がい児福祉計画」）を策定致しました。

本計画の策定に際しまして、多くの貴重なご意見・ご提言をいただきました「秩父市障がい者福祉計画策定・推進委員会」委員の皆様をはじめ、アンケート調査・パブリックコメントなどにご協力いただきました皆様、関係機関・関係団体の皆様に、心より感謝し、厚く御礼を申し上げます。

平成30年3月

秩父市長 久喜邦康

目 次

はじめに

目次

第1章 計画のあらまし

- 1 計画策定の背景と趣旨 3
- 2 計画の性格と位置づけ 4
- 3 計画の期間 6

第2章 秩父市の障がいのある人をめぐる状況

- 1 障がいのある人等の状況 9
- 2 障がい福祉サービスの状況 20
- 3 「第四期計画」の成果目標の達成状況 22
- 4 「第四期計画」の障がい福祉サービスの見込みと実績 25
- 5 障がい福祉に関するアンケート結果の概要 30
- 6 ヒアリング調査の概要 35
- 7 「第五期計画」に向けた課題 38

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念 43
- 2 計画の基本目標 43
- 3 計画の展開（施策の体系） 45

第4章 施策の展開

- 基本目標1 早期療育と学校教育の充実をめざして 49
- 基本目標2 地域生活の充実をめざして 51
- 基本目標3 社会参加の促進をめざして 54

第5章 計画の成果目標と各サービスの見込み量・確保の方策等

- 1 成果目標（平成32年度に向けた目標の設定） 59
- 2 障がい福祉サービスの体系 62
- 3 訪問系サービスの見込み量と確保の方策 63
- 4 日中活動系サービスの見込み量と確保の方策 64
- 5 居住系サービスの見込み量と確保の方策 70
- 6 相談支援サービスの見込み量と確保の方策 72
- 7 障害児支援事業の見込み量と確保の方策 73
- 8 地域生活支援事業の見込み量 75
- 9 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて 80

第6章 計画の推進と進行管理

1 推進・進行管理の基本方針	83
----------------	----

第7章 付属資料

資料1 用語の解説	87
資料2 秩父市障がい者福祉計画策定・推進委員会設置要綱	93
資料3 秩父市障がい者福祉計画策定・推進委員会委員名簿	95
資料4 秩父市福祉2計画検討委員会設置要綱	96
資料5 秩父市福祉2計画検討委員会委員名簿	98
資料6 秩父市福祉2計画検討委員会障がい者福祉計画作業部会委員名簿	99
資料7 策定事務局名簿	100
資料8 計画策定までの経過	100
資料9 アンケート調査結果からの抜粋	101

本計画書の用語表記について

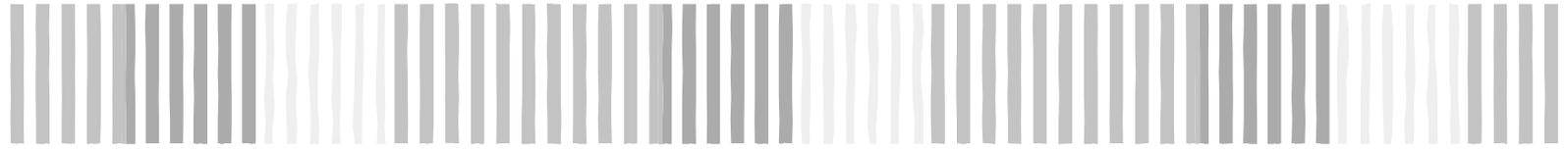
本計画書では、「害」という漢字は「妨げ、支障、災い」といった負のイメージを持つ言葉であることを考慮し、法令等に基づくものや団体名等の固有名詞、全国的な状況等を説明している部分を除いて、「障害」または「障害者」を、それぞれ「障がい」「障がい者」と表記しています。

用語解説について

本文中に「*」の付いた用語については、付属資料「資料1 用語の解説」に内容を掲載しています。

年度等の表記について

本計画書では、年の表記につき、平成31年4月30日の翌日（2019年5月1日）以後を表す場合でも元号を「平成」と表しています。新元号が施行された後は、新元号の相当する年に替えて読んでくださるようお願い致します。



第1章 計画のあらまし

1 計画策定の背景と趣旨

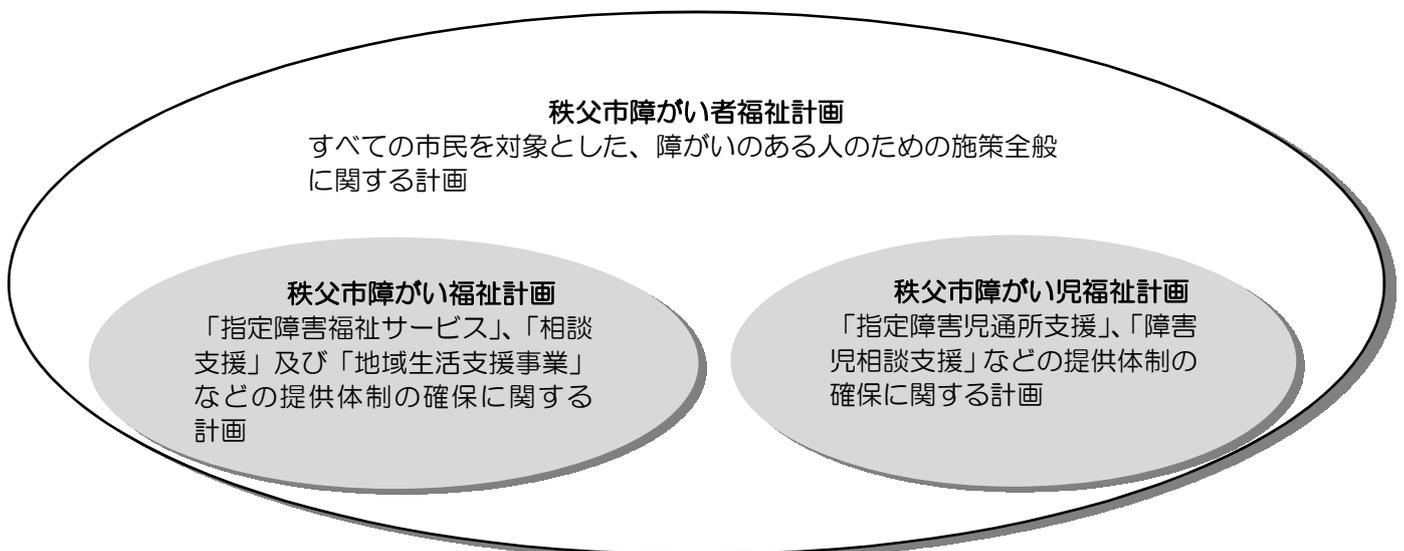
本計画は、「障害者基本法」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法*）」、「児童福祉法」のそれぞれに定められた、秩父市の計画です。

わが国の障害者施策は、「完全参加と平等」をテーマとする昭和56年の「国際障害者年」を契機として本格的に開始され、障害のある人の「自立と社会参加」をめざしてきましたが、この計画では、近年の新しい制度や枠組みへの対応はもとより、新たな課題への取り組みを進めるために、基本理念を、『第3期秩父市地域福祉計画・地域福祉活動計画』のものを共有する「いつまでも住み続けたい・日本一しあわせなまち・ちちぶ」とし、3つの基本目標のもと施策を計画的に推進していくことにしています。

一方、「障害者自立支援法」（平成25年度からは「障害者総合支援法」）に基づき、平成18年度から3年ごとに策定する「秩父市障がい福祉計画」は、「秩父市障がい者福祉計画（基本計画）」におけるさまざまな分野の中でも特に「生活支援」の分野の実施計画という位置づけから、指定障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業などの提供体制を整備し、自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的としています。

また、「児童福祉法」の改正によって、新たに平成30年度を初年度として開始されることになった「秩父市障がい児福祉計画」は、指定障害児通所支援や障害児相談支援などの提供体制を整備し、それらの事業の、埼玉県が行う入所支援も含めた円滑な実施を確保して障がい児への支援の体制の充実を図ることを目的としています。

国の「基本指針」に即しながら、県の計画のほか、秩父市の関連計画との整合を図り、策定したものです。



『第4期秩父市障がい者福祉計画』策定後のおもな動き

◎「障害者差別解消法」の施行

平成25年6月に制定された「障害者差別解消法」が同28年4月から施行され、行政機関等や事業者が社会的障壁の除去の実施についての「必要かつ合理的な配慮」を行うことが求められています。

◎「成年後見制度*利用促進法」の施行

「成年後見制度」の利用の促進についてその基本理念を定め、国の責務等を明らかにした法律が、平成28年5月から施行されています。

内閣府に「成年後見制度利用促進会議」と「成年後見制度利用促進委員会」を置き、制度の利用の促進に関する施策を総合的・計画的に推進するように図られています。

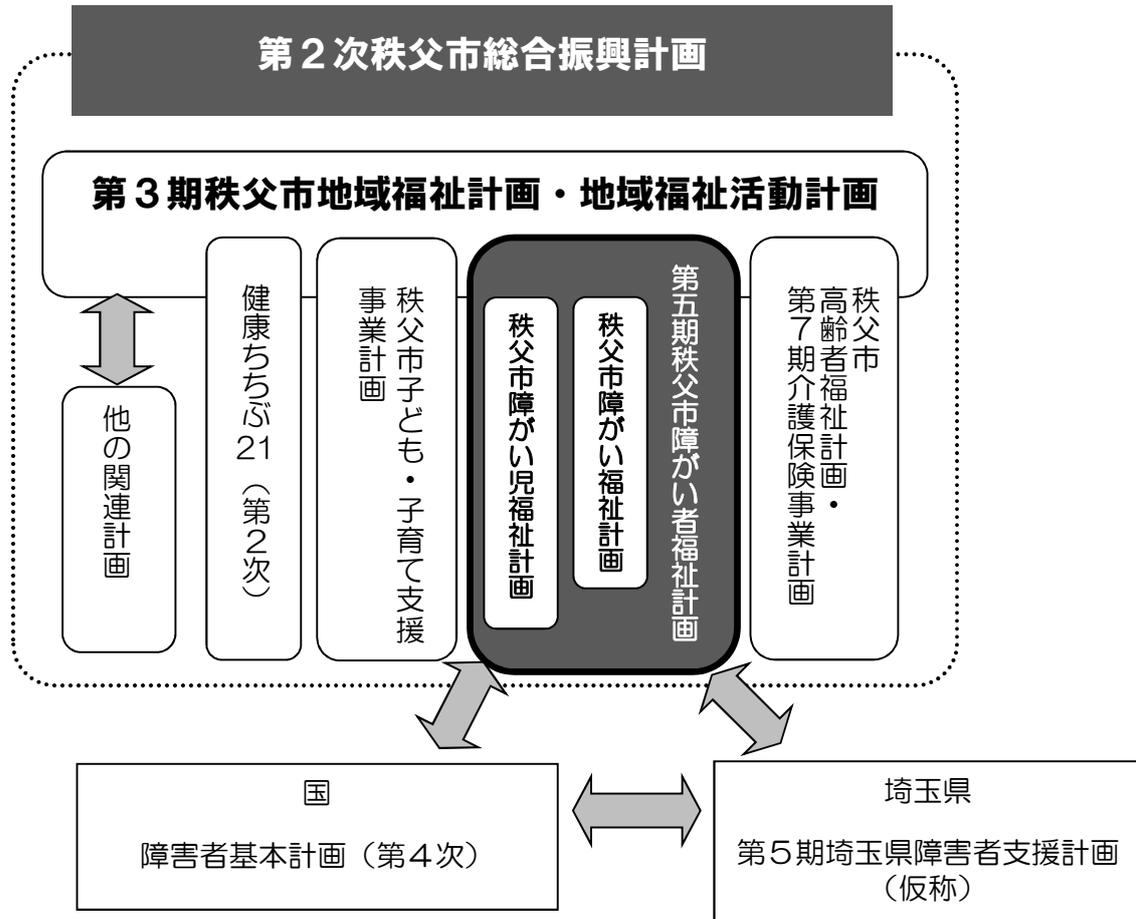
2 計画の性格と位置づけ

◇本計画は、「障害者基本法」第11条第3項の規定（「市町村障害者計画」）及び「障害者総合支援法*」第88条の規定（「市町村障害福祉計画」）、「児童福祉法」第33条の20の規定（「市町村障害児福祉計画」）に基づき策定するものです。

◇『第2次秩父市総合振興計画』を上位計画とする、『第3期秩父市地域福祉計画・地域福祉活動計画』の部門別計画です。福祉・保健・医療分野という最も身近な生活に関連する個別計画の1つとして、障がいのある人の福祉・保健・医療・雇用・教育・まちづくり等の分野と連携した、地域社会の課題解決に向けた計画として策定しています。

◇国の『障害者基本計画（第4次）』、県の『第5期埼玉県障害者支援計画』（仮称）との整合を図った計画としています。

『秩父市障がい者福祉計画』の位置づけ



3 計画の期間

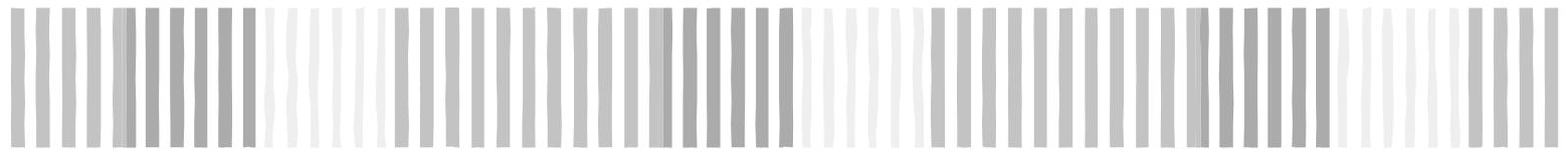
本計画は、「障害者基本法」に基づく障害者計画と、障害福祉計画・障害児福祉計画を一体的に策定するものです。「障害者総合支援法*」に基づく障害福祉計画は、厚生労働省が示す「基本指針」が定めるところにより第四期計画が平成29年度で終了することから、「第五期秩父市障がい福祉計画」の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間となります。

また、新たに制度が始まった「児童福祉法」に基づく障害児福祉計画である「秩父市障がい児福祉計画」は、平成30年度から平成32年度までの3年間が第一期計画期間となります。

なお、策定後の福祉・保健・医療等の制度改正、社会経済情勢の変化により、必要に応じて見直しを行います。

『秩父市障がい者福祉計画』の計画期間

年度	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	平成32 (2020)年
障がい者 福祉計画	第四期計画			第五期計画		



第 2 章 秩父市の障がいのある人をめぐる状況

1 障がいのある人等の状況

(1) 身体障がい者の状況

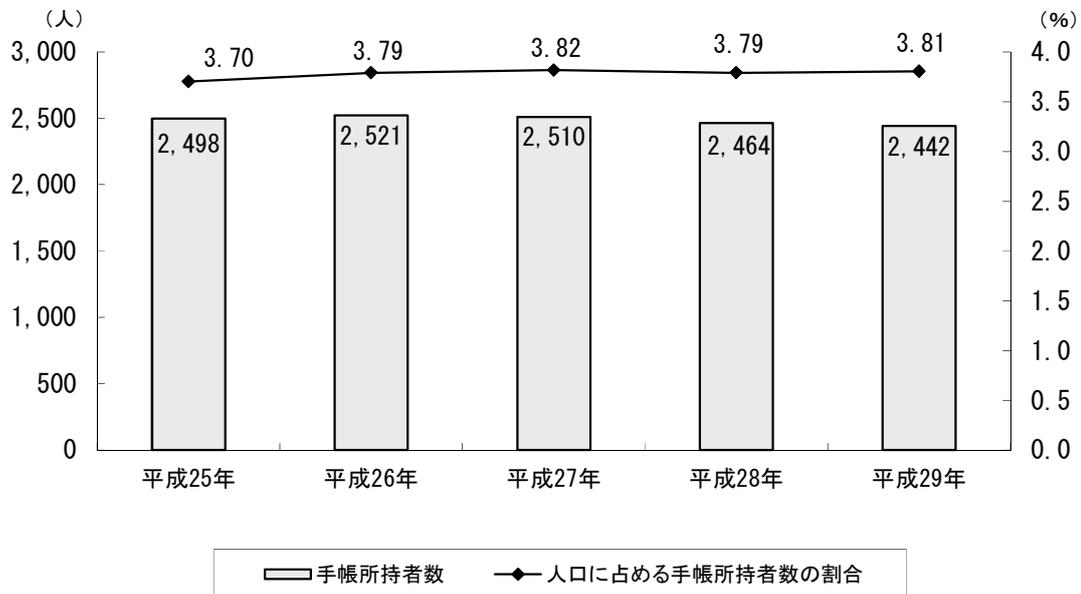
近年、本市の人口は減少が続いている一方で、身体障害者手帳を所持している人の数は微増の後微減傾向となっており、手帳所持者の人口に対する割合はほぼ横ばいとなっています。平成29年では、手帳所持者数は2,442人で、人口に占める割合は3.81%となっています。

身体障害者手帳所持者数

(各年4月1日現在)

区 分	人口 (人)	所持者数 (人)	割合 (%)
平成25年	67,451	2,498	3.70
平成26年	66,485	2,521	3.79
平成27年	65,741	2,510	3.82
平成28年	64,989	2,464	3.79
平成29年	64,168	2,442	3.81

身体障害者手帳所持者の推移



障がい種別でみると、「肢体不自由」が1,339人と最も多く、全体の54.8%と過半数を占めています。

等級別でみると、「1級」が796人で全体の32.6%を占め、「2級」の335人（13.7%）と合わせると、“重度”（1・2級）が1,131人（46.3%）となり、「第四期計画」時の割合（45.7%）より0.6ポイント増加しています。

身体障害者手帳所持者の総合等級からみた障がい種別状況

（平成29年4月1日現在） 単位：人

種別 等級	視覚	聴覚・ 平衡	音声・ 言語・ そしゃく	肢体 不自由	内部 障がい	合 計
1級	54	5	1	220	516	796
2級	44	38	1	249	3	335
3級	9	22	17	299	56	403
4級	12	45	9	380	161	607
5級	18	0	—	131	—	149
6級	22	70	—	60	—	152
合 計	159	180	28	1,339	736	2,442

性別でみると、男性と女性がほぼ同じ割合になっています。

年代別でみると、65歳以上の所持者は1,825人で、障がい者全体の75.9%を占め、「第四期計画」時の割合（71.9%）より4ポイント増加しています。また、障がい児は、全体の1.5%となっています。

身体障害者手帳所持者の男女・年代別状況

（平成29年4月1日現在） 単位：人

年齢	性別		合 計
	男	女	
0～5歳	4	0	4
6～11歳	6	13	19
12～14歳	5	0	5
15～17歳	4	4	8
障がい児数	19	17	36
18～19歳	5	2	7
20～29歳	21	10	31
30～39歳	35	24	59
40～49歳	73	41	114
50～59歳	112	84	196
60～64歳	107	67	174
65歳以上	883	942	1,825
障がい者数	1,236	1,170	2,406
合 計	1,255	1,187	2,442

(2) 知的障がい者の状況

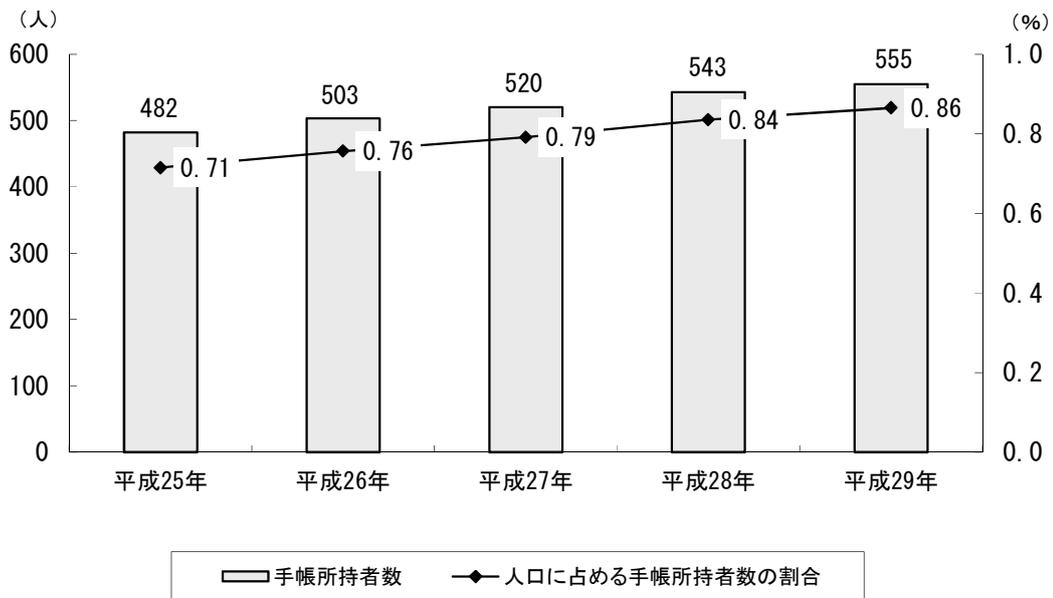
療育手帳を所持している人の数は、近年増加傾向にあり、平成29年は555人で、人口に占める割合は0.86%となっています。人口に占める割合も近年、年々増加してきています。

療育手帳所持者数

(各年4月1日現在)

区 分	人口 (人)	所持者数 (人)	割合 (%)
平成25年	67,451	482	0.71
平成26年	66,485	503	0.76
平成27年	65,741	520	0.79
平成28年	64,989	543	0.84
平成29年	64,168	555	0.86

療育手帳所持者の推移



性別でみると、障がい児では男性が全体の68.9%を占め、障がい者では男性が全体の61.7%となっています。年代別でみると、「障がい児」が全体の19.1%を占め、20歳代から40歳代で全体の半数弱を占めています。

程度区分をみると、「B」（中度）が最も多く、全体の36.0%となっています。

療育手帳所持者の男女・年代別状況

（平成29年4月1日現在）単位：人

性別		男	女	合計
年齢	0～5歳	10	4	14
	6～11歳	22	12	34
	12～14歳	20	6	26
	15～17歳	21	11	32
障がい児数		73	33	106
年齢	18～19歳	27	5	32
	20～29歳	63	31	94
	30～39歳	54	33	87
	40～49歳	56	29	85
	50～59歳	33	37	70
	60～64歳	17	11	28
	65歳以上	27	26	53
障がい者数		277	172	449
合計		350	205	555

療育手帳所持者の程度区分状況

（平成29年4月1日現在）単位：人

区分	㊤（最重度）	A（重度）	B（中度）	C（軽度）	合計
18歳未満	22	17	20	47	106
18～39歳	46	59	71	37	213
40～64歳	35	52	82	14	183
65歳以上	8	15	27	3	53
合計	111	143	200	101	555

(3) 精神障がい者等の状況

精神障害者保健福祉手帳を所持している人の数は、近年増加傾向にあり、平成25年から76人増加して平成29年では340人で、人口に占める割合は0.53%となっています。

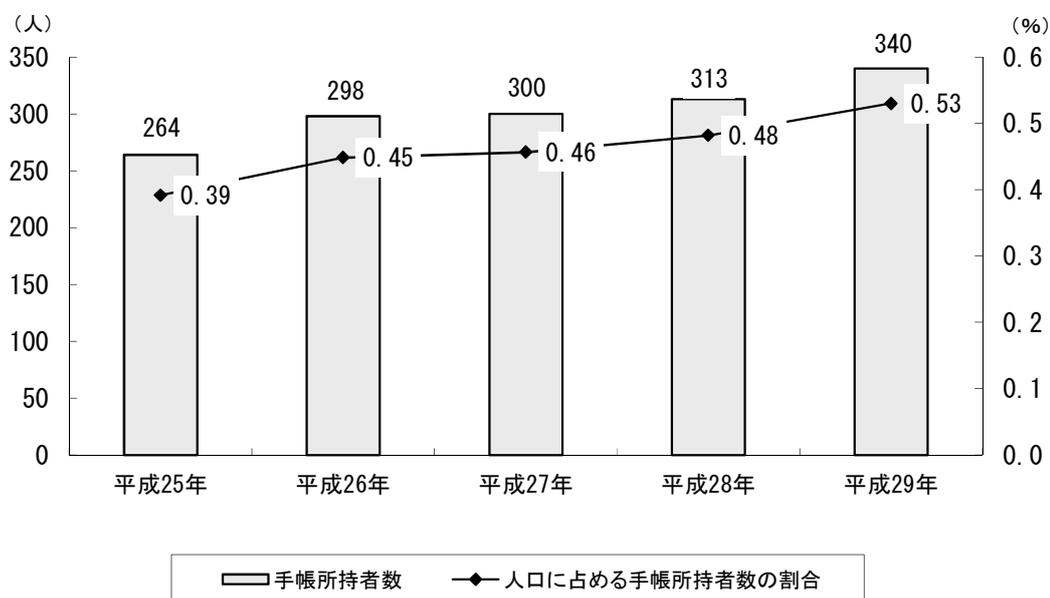
また、自立支援医療（精神通院）費受給者数も増加傾向にあり、平成29年では665人で、人口に占める割合は1.04%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療費（精神通院）受給者数

(各年4月1日現在)

区分	人口(人)	所持者数(人)	割合(%)	自立支援医療費 支給決定者数(人)	割合(%)
平成25年	67,451	264	0.39	604	0.90
平成26年	66,485	298	0.45	640	0.96
平成27年	65,741	300	0.46	657	1.00
平成28年	64,989	313	0.48	647	1.00
平成29年	64,168	340	0.53	665	1.04

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



性別でみると、男性が全体の51.2%を占めています。
 等級別でみると、「2級」が最も多く、全体の62.6%となっています。

「精神障害者保健福祉手帳」所持者の男女・年代別状況

(平成29年4月1日現在) 単位：人

年齢	性別	男	女	合計
18～19歳		1	0	1
20～29歳		8	19	27
30～39歳		24	28	52
40～49歳		42	32	74
50～59歳		49	35	84
60～64歳		17	19	36
65歳以上		33	33	66
合計		174	166	340

「精神障害者保健福祉手帳」所持者の等級別状況

(平成29年4月1日現在) 単位：人

区分	1級	2級	3級	合計
18歳未満	0	0	0	0
18～39歳	1	50	29	80
40～64歳	8	124	62	194
65歳以上	19	39	8	66
合計	28	213	99	340

自立支援医療受給者を疾患別でみると、「統合失調症*等」が最も多く、250～260人前後で推移しています。次いで「気分障害（うつ病、躁病など）」が多く、近年は横ばい傾向となっているものの、平成29年では177人となっています。

自立支援医療（精神通院）受給者の疾病状況

（各年4月1日現在） 単位：人

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	合計
症状性を含む器質性精神障害 （認知症など）	13	9	7	8	8	45
精神作用物質（アルコール、薬物等）使用 による精神および行動の障害	12	11	13	9	8	53
統合失調症、統合失調症型障害および 妄想性障害	253	257	262	256	263	1,291
気分障害（うつ病、躁病など）	157	171	185	182	177	872
てんかん	53	52	57	52	59	273
神経症性障害、ストレス関連障害および 身体表現性障害	79	90	83	87	89	428
生理的障害および身体的要因に関連した 行動症候群	4	3	3	3	4	17
成人の人格および行動の障害	6	6	4	4	5	25
精神遅滞	13	17	17	20	19	86
心理的発達の障害	9	18	18	13	18	76
小児期および青年期に通常発症する行動 および情緒の障害および特定不能の精神 障害	0	0	6	7	9	22
その他	5	6	2	6	6	25
合計	604	640	657	647	665	3,213

（４）難病*患者の状況

指定難病（平成26年までは「特定疾患」）等の医療給付を受けている人の数については、「指定難病医療給付」では平成26年にいったん減少しましたが、同27年以降は再び増加を示しています。受給者の合計数は、近年は増加傾向にあります。

指定難病等医療給付受給者数

（各年4月1日現在） 単位：人

区分	特定疾患/指定難 病医療給付	小児慢性特定疾患 /疾病医療給付	先天性血液凝固因子 欠乏症等医療給付	合計
平成25年	416	48	6	470
平成26年	393	46	6	445
平成27年	414	44	7	465
平成28年	439	56	7	502
平成29年	456	60	7	523

また、「障害者総合支援法*」における「難病等」の範囲は、平成29年4月から358疾患を対象としています。「難病の患者に対する医療等に関する法律」が同26年5月23日に成立し、医療費助成の対象疾患数自体も56疾患から約300疾患に、平成29年度からはさらに330疾患へと拡大されています。小児慢性特定疾病も同様に、拡大されています。

疾患別でみると、平成29年では、「潰瘍性大腸炎」（58人）、「パーキンソン病関連疾患」（41人）、「全身性エリテマトーデス」（39人）、「原発性胆汁性胆管炎」（28人）、「全身性強皮症／皮膚筋炎／多発性筋炎」（27人）等が多くなっています。

指定難病*等医療給付受給者の疾病別状況

(各年4月1日現在) 単位：人

区 分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
筋萎縮性側索硬化症	1	6	3	5	3
原発性側索硬化症	0	0	0	1	1
パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病）	35	33	37	38	41
重症筋無力症	17	16	15	15	13
多発性硬化症／視神経脊髄炎	9	10	9	10	12
慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	1	1	1	1	1
封入対筋炎	0	0	0	1	1
多系統萎縮症	5	6	6	6	8
脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）	11	11	11	9	8
ミトコンドリア病	1	2	2	2	2
もやもや病	12	15	14	14	15
神経線維腫症	1	2	2	1	2
天疱瘡	3	4	4	3	2
膿疱性乾癬（汎発型）	2	1	1	1	1
高安動脈炎	0	0	2	2	3
結節性多発動脈炎	4	4	3	3	3
顕微鏡的多発血管炎	0	0	3	4	4
悪性関節リウマチ	2	2	2	2	2
バーシャー病	0	0	1	1	1
全身性エリテマトーデス	40	42	42	42	39
全身性強皮症／皮膚筋炎／多発性筋炎	38	36	37	36	27
混合性結合組織病	5	6	6	5	5
シェーグレン症候群	0	0	1	4	6
成人スチル病	0	0	0	2	2
再発性多発軟骨炎	0	0	1	0	0
ベーチェット病	7	9	10	11	12
特発性拡張型心筋症	6	4	7	6	8
肥大型心筋症	6	6	6	6	5
再生不良性貧血	5	6	6	6	8
自己免疫性溶血性貧血	0	0	0	1	1

第2章 秩父市の障がいのある人をめぐる状況

区 分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
特発性血小板減少性紫斑病	18	17	17	20	19
原発性免疫不全症候群	1	1	1	1	1
I g A腎症	0	0	0	0	1
多発性嚢胞腎	0	0	2	3	4
黄色靭帯骨化症	1	1	2	4	2
後縦靭帯骨化症	7	7	9	8	10
広範脊柱管狭窄症	4	5	7	5	3
特発性大腿骨頭壊死症	8	10	9	11	11
間脳下垂体機能障害（下垂体性PRL分泌亢進症、クッシング病、下垂体性成長ホルモン分泌亢進症、下垂体前葉機能低下症）	3	4	3	4	3
サルコイドーシス	11	14	14	16	15
特発性間質性肺炎	5	5	5	6	10
肺動脈性肺高血圧症	1	1	1	1	1
慢性血栓塞栓性肺高血圧症	2	2	2	2	3
リンパ脈管筋腫症	1	1	1	1	1
網膜色素変性症	13	12	11	12	10
特発性門脈圧亢進症	0	0	0	1	1
原発性胆汁性胆管炎	18	20	22	23	28
自己免疫性肝炎	0	0	0	6	5
クローン病	14	14	16	16	15
潰瘍性大腸炎	46	51	58	57	58
非典型溶血性尿毒症症候群	0	0	0	1	0
先天性ミオパチー	0	0	0	0	1
遺伝性シストニア	0	0	0	1	1
一次性ネフローゼ症候群	0	0	0	1	2
副甲状腺機能低下症	0	0	0	0	1
好酸球性副鼻腔炎	0	0	0	0	1
スモン	1	1	1	1	1
大動脈炎症候群	2	2	0	0	0
ピュルガー病	1	1	0	0	0
脊髄空洞症	1	1	1	0	0
合 計	369	392	414	439	444

注：5年間で1人でも給付のあった疾病のみを記載。

「小児慢性特定疾病」医療給付の受給者数は、平成29年では合計60人となっています。疾病別では、「内分泌疾患」が15人と最も多くなっています。

小児慢性特定疾病医療給付受給者の疾病別状況

(各年4月1日現在) 単位：人

区 分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
悪性新生物 (白血病、悪性細網症、ウィルムス腫瘍など)	5	6	5	6	6
慢性腎疾患 (ネフローゼ症候群、慢性糸球体腎炎、水腎症など)	8	7	5	5	7
慢性呼吸器疾患 (アレルギー性気管支炎、気管狭窄、気管支喘息など)	3	3	1	1	2
慢性心疾患 (心室中核欠損症、慢性心筋炎、ファロー四徴症など)	10	7	7	12	12
内分泌疾患 (下垂体機能低下症、クレチン病、バセドウ病など)	14	13	15	16	15
膠原病 (川崎病性冠動脈病変、若年性関節リウマチなど)	0	0	0	0	1
糖尿病 (I型糖尿病、II型糖尿病など)	3	5	6	6	5
先天性代謝異常 (シスチン尿症、ウィルソン病など)	0	0	0	2	3
血友病等血液・免疫疾患 (悪性貧血、先天性血液凝固異常症など)	2	2	1	1	0
神経・筋疾患 (ウェスト症候群、結節性硬化症など)	2	2	3	4	5
慢性消化器疾患 (肝硬変、先天性胆道閉鎖症など)	1	1	1	2	3
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 (トリソミー症候群、ダウン症候群など)	0	0	0	1	1
皮膚疾患 (眼皮膚白皮症など)	0	0	0	0	0
合 計	48	46	44	56	60

(5) 障害支援区分認定の状況

平成29年6月末日現在の障害支援区分認定の状況は、次のとおりです。

「障害支援区分」の認定の状況

(平成29年6月末日現在) 単位：人

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障がい	6	12	21	10	17	26	92
知的障がい	3	30	24	42	34	40	173
精神障がい	2	32	13	6	0	0	53
身体・知的	0	2	4	6	9	21	42
身体・精神	0	0	0	0	0	0	0
知的・精神	0	1	2	1	0	0	4
身体・知的・精神	0	0	1	0	1	0	2
合計	11	77	65	65	61	87	366

※障害者総合支援法*においては、平成26年4月1日より、従来の「障害程度区分」から、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に変更されています。

(6) 秩父特別支援学校*及び郡市内の特別支援学級*在籍者数

(平成29年5月1日現在) 単位：人 *()内数字は「再掲」

	小学部・小学生						中学部・中学生			高等部		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
知的障がい	7	12	11	13	10	13	18	14	12	15	11	17
肢体不自由	2	4	1	4	6	2	1	1	1	2	1	0
医療的ケアを必要とする者		(1)			(3)			(1)		(1)		
合計	9	16	12	17	16	15	19	15	13	17	12	17

合計 178人

2 障がい福祉サービスの状況

(1) 障がい福祉サービス別の受給状況

指定障害福祉サービスと相談支援のサービス別の平成29年4月の支給決定者数と受給者数は、次のとおりです。

障がい福祉サービス別支給決定者・受給者数

単位：人

サービス機能	サービス種類	平成29年4月	
		支給決定者数	受給者数
訪問系サービス	居宅介護	107	94
	重度訪問介護	5	4
	同行援護	10	6
	行動援護	32	19
	重度障害者等包括支援	0	0
日中活動系サービス	短期入所	63	18
	生活介護	181	171
	療養介護	10	10
	自立訓練（機能訓練）	0	0
	自立訓練（生活訓練）	15	10
	宿泊型自立訓練	7	7
	就労移行支援	8	6
	就労継続支援（A型）	2	1
就労継続支援（B型）	167	148	
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）	106	80
	施設入所支援	66	66
相談支援サービス	計画相談支援	460	59
	地域移行支援	0	0
	地域定着支援	0	0
	障害児相談支援	20	9
合 計		1,259	708

(2) 障がい児通所支援サービスの状況

本市には秩父市障害児通園事業施設『星の子教室』（横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町の方も利用可能）があり、また、放課後等デイサービス事業所が2か所設置されています。

障がい児通所サービス別支援給付決定者・受給者

サービス種類	平成29年4月1日現在	
	支給決定者数(人)	受給者数(人)
児童発達支援	39	34
放課後等デイサービス	20	20

秩父市障害児通園事業施設「星の子教室」の受け入れ人数

(平成29年7月1日現在) 単位：人 *()内数字は「再掲」

	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
知的障がい	1	8	14	8	19	50
肢体不自由				1	1	2
知的障がいと 肢体不自由の 重複		(2)	(1)			(3)
肢体不自由で 医療的ケアを 必要とする者					(1)	(1)
合計	1	8	14	9	20	52

合計 52人

3 「第四期計画」の成果目標の達成状況

「第四期障がい者福祉計画」では、国の基本指針に基づき、障がいのある人の地域生活への移行と就労支援に関する目標をそれぞれ定め、平成29年度を最終目標年度として取り組むことが求められました。

(1) 「施設入所者の地域生活への移行」に関する目標

【第四期計画の目標値】

本市では平成25年度末時点の施設入所者数の12%を地域に移行させるとともに、施設の入所者数を5%削減することを目標としてきました。

入所施設の入所者の地域生活への移行に関する目標値

項目	第四期計画 目標値	実績	備考
施設入所者数 (A)	—	59人	平成25年度末現在の入所者数
平成29年度末入所者数 (B)	56人	65人	平成29年度末時点の利用人員
削減見込者数 (A-B)	3人 (5.1%)	▲6人	差引減少者数
地域生活移行者数	7人	0人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数

【目標達成のための今後の課題】

地域に居住の場を確保し、福祉施設からの地域生活を定着させるためには、障がいのある人が地域生活を送る上で必要な生活習慣や生活能力を身に付けるための支援を重視し、入所している段階から積極的に取り組んでいくことが必要です。

併せて、地域生活において障がいのある人それぞれの希望や特性に合った日中活動が可能となるような場の確保、また、「住まいの場」であるグループホームになる建物の確保や一般住宅の改善等が必要です。そのためには、地域住民の障がいや障がいのある人への理解を進め、地域ぐるみで障がいのある人の地域生活を支えていくことが大切だと考えています。

(2) 退院可能な精神障がい者の地域生活への移行

【第四期計画の目標値】

国の考え方は、平成29年度の入院後3か月時点の退院率を64%以上とし、原則、都道府県等が、①入院後1年時点の退院率を91%以上、②平成29年6月末時点の在院期間1年以上の長期入院者数を同24年6月末時点から18%以上減少させるべく目標値を設定することとしており、本市においては、これに沿って退院可能精神障がい者の減少目標値を以下のように設定しました。

退院可能精神障がい者の地域生活への移行に関する目標値

項目	第四期計画目標値	実績	備考
平成23～24年度の平均退院率	—	68.7%	入院後1年時点の退院率の実績
【目標値①】 平成29年度の退院率	76%	〔☆〕	入院後1年時点の退院率
平成24年6月末時点の1年以上入院者数	—	73人	平成24年6月末時点の1年以上入院者数
【目標値②】 平成29年6月末時点の1年以上入院者数	60人	〔☆〕	平成24年6月末時点の1年以上入院者数の18%以上を退院させるものとする

〔☆〕これらの人数や比率については、市町村が独自に把握を行うことが難しく、本市においても定義に当てはまる正確な数値は把握できていません。

【目標達成のための今後の課題】

今後、保健、医療、福祉等の関係機関の連携を一層強化し、退院可能な精神障がい者が退院できるよう、地域における受け皿の確保や地域理解の促進を図っていく必要があります。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【第四期計画の目標値】

障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点について、平成29年度末までに秩父圏域に少なくとも1つの拠点等を整備することを検討する、としました。

地域生活支援拠点等の整備に関する目標値

項目	第四期計画目標値	実績
【目標値】 平成29年度末までの設置数	1か所	0か所

【目標達成のための今後の課題】

第四期計画期間における整備数は全国で数十か所と整備が全国的に滞るなか、先進地の例も参考にしながら、特にどのような機能を重視するのか定め、仕切り直して整備を進めていくことが重要になります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

【第四期計画の目標値】

「就労移行支援」事業等を利用して福祉施設から一般就労する人の数は14人と設定しました。

福祉施設から一般就労への移行に関する目標値

平成24年度の一般就労移行者数	7人	平成24年度に福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値①】 平成29年度の一般就労移行者数	14人 (2倍)	平成29年度に福祉施設を退所し、一般就労する人の数
【実績値①】 平成29年度の一般就労移行者数	9人 (1.29倍)	同 上
平成25年度末の就労移行支援事業利用者数	12人	平成25年度に「就労移行支援」事業を利用した人の数
【目標値②】 平成29年度の就労移行支援事業利用者数	19人 (1.6倍)	平成29年度に「就労移行支援」事業所を利用する人の数
【実績値②】 平成29年度の就労移行支援事業利用者数	9人 (0.75倍)	同 上
就労移行率が3割以上の事業所	0事業所	平成25年度の「就労移行支援」事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所数
【目標値③】 平成29年度の就労移行率が3割以上の事業所	1事業所	平成29年度の「就労移行支援」事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所数
【実績値③】 平成29年度の就労移行率が3割以上の事業所	1事業所	同 上

【目標達成のための今後の課題】

障がいのある人の一般就労を促進するためには、コーディネーターによる雇用の場の開拓を進めるほか、「職場適応援助者（ジョブコーチ）*」の派遣や能力開発、訓練・実習の機会の拡充に努める必要があります。また、事業所や公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター等の福祉・労働の関係機関との連携体制を整備し充実させること等、障がいのある人の一般就労に向けた総合的な支援システムを機能させていく必要があります。

4 「第四期計画」の障がい福祉サービスの見込みと実績

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスの目標値と実績値

サービス区分	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		第四期見込み	実績値	実施率(%)	第四期見込み	実績値	実施率(%)	第四期見込み	実績値(見込)	実施率(%)
訪問系サービス	時間/月	1,142	1,018	89.1	1,166	1,069	91.7	1,190	1,325	111.3
(実利用人数)	人/月	96	99	103.1	98	104	106.1	100	129	129.0

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの目標値と実績値

サービス区分	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		第四期見込み	実績値	実施率(%)	第四期見込み	実績値	実施率(%)	第四期見込み	実績値(見込)	実施率(%)
①生活介護	人日/月	3,000	3,127	104.2	3,000	3,315	110.5	3,000	3,512	117.1
(実利用人数)	人/月	150	154	102.7	150	168	112.0	150	178	118.7
②自立訓練(機能訓練)	人日/月	40	0	0.0	40	0	0.0	40	0	0.0
(実利用人数)	人/月	2	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0
③自立訓練(生活訓練)	人日/月	330	236	71.5	330	281	85.2	330	210	63.6
(実利用人数)	人/月	30	18	60.0	30	16	53.3	30	12	40.0
④宿泊型自立訓練	人日/月	308	243	78.9	308	255	82.8	308	198	64.3
(実利用人数)	人/月	11	9	81.8	11	9	81.8	11	7	63.6
⑤就労移行支援	人日/月	300	257	85.7	300	212	70.7	300	106	35.3
(実利用人数)	人/月	15	16	106.7	15	14	93.3	15	7	46.7
⑥就労継続支援(A型)	人日/月	0	17	-	0	24	-	120	24	20.0
(実利用人数)	人/月	0	1	-	0	1	-	6	1	16.7
⑦就労継続支援(B型)	人日/月	2,242	2,179	97.2	2,340	2,340	100.0	2,437	2,684	110.1
(実利用人数)	人/月	115	119	103.5	120	129	107.5	125	148	118.4
⑧療養介護(実利用人数)	人/月	10	10	100.0	10	10	100.0	10	10	100.0
⑨短期入所	人日/月	315	370	117.5	345	299	86.7	375	260	69.3
(実利用人数)	人/月	21	26	123.8	23	23	100.0	25	20	80.0

(3) 居住系サービス

居住系サービスの目標値と実績値

サービス区分	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		第四期見込み	実績値	実施率(%)	第四期見込み	実績値	実施率(%)	第四期見込み	実績値(見込)	実施率(%)
①共同生活援助	人/月	91	89	97.8	95	87	91.6	100	84	84.0
②施設入所支援	人/月	57	59	103.5	57	65	114.0	56	67	119.6

(4) 相談支援サービス

サービス利用計画作成の目標値と実績値

サービス区分	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		第四期見込み	実績値	実施率(%)	第四期見込み	実績値	実施率(%)	第四期見込み	実績値(見込)	実施率(%)
①計画相談支援	人/月	91	59	64.8	94	70	74.5	97	71	73.2
②地域移行支援	人/月	2	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0
③地域定着支援	人/月	2	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0
④障害児相談支援	人/月	16	4	25.0	16	5	31.3	16	6	37.5

(5) 障がい児通所支援

障がい児通所支援サービスの目標値と実績値

サービス区分	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		第四期見込み	実績値	実施率(%)	第四期見込み	実績値	実施率(%)	第四期見込み	実績値(見込)	実施率(%)
①児童発達支援 (実利用人数)	人/月	20	31	155.0	20	33	165.0	20	40	200.0
②放課後等デイサービス (実利用人数)	人/月	14	14	100.0	14	19	135.7	14	20	142.9

※「保育所等訪問支援」、「医療型児童発達支援」では、計画・目標共にゼロとなっています。

(6) 地域生活支援事業の目標値と実績

障がい者相談支援事業の目標値と実績値

単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	第四期見込み	実績値	実施率(%)	第四期見込み	実績値	実施率(%)	第四期見込み	実績値(見込)	実施率(%)
か所	4	4	100.0	4	4	100.0	4	3	75.0
相談支援機能強化事業									
か所	3	3	100.0	3	3	100.0	3	3	100.0
住宅入居等支援事業									
か所	3	3	100.0	3	3	100.0	3	3	100.0

成年後見制度*利用支援事業の目標値と実績値

単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	第四期見込み	実績値	達成率(%)	第四期見込み	実績値	実施率(%)	第四期見込み	実績値(見込)	実施率(%)
人/年	5	4	80.0	7	3	42.9	9	7	77.8

成年後見制度*法人後見支援事業の目標値と実績値

単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	第四期見込み	実績値	達成率(%)	第四期見込み	実績値	実施率(%)	第四期見込み	実績値(見込)	実施率(%)
件/年	4	10	250.0	5	10	200.0	6	15	250.0

意思疎通支援事業の目標値と実績値

単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	第四期見込み	実績値	実施率(%)	第四期見込み	実績値	実施率(%)	第四期見込み	実績値(見込)	実施率(%)
手話通訳者・要約筆記者派遣事業									
件/年	150	145	96.7	160	95	59.4	170	95	55.9

※「手話通訳者設置事業」については、計画・目標共にゼロとなっています。

日常生活用具*給付等事業の目標値と実績値

サービス区分	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		第四期見込み	実績値	実施率(%)	第四期見込み	実績値	実施率(%)	第四期見込み	実績値(見込)	実施率(%)
①介護・訓練支援用具	件/年	5	3	60.0	5	4	80.0	5	3	60.0
②自立生活支援用具	件/年	18	8	44.4	18	9	50.0	19	6	31.6
③在宅療養等支援用具	件/年	9	6	66.7	9	4	44.4	10	6	60.0
④情報・意思疎通支援用具	件/年	18	11	61.1	18	7	38.9	20	3	15.0
⑤排泄管理支援用具	件/年	1,430	1,518	106.2	1,430	1,783	124.7	1,460	1,704	116.7
⑥居宅生活動作補助用具	件/年	2	1	50.0	2	5	250.0	2	1	50.0

移動支援事業の目標値と実績値

サービス区分	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		第四期見込み	実績値	実施率(%)	第四期見込み	実績値	実施率(%)	第四期見込み	実績値(見込)	実施率(%)
実利用者数	人/年	800	854	106.8	800	723	90.4	850	624	73.4
延べ利用時間数	時間/年	5,600	5,043.5	90.1	5,600	4,000	71.4	5,600	3,531	63.1

地域活動支援センター（Ⅰ型～Ⅲ型の合計）の目標値と実績値

サービス区分	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		第四期見込み	実績値	実施率(%)	第四期見込み	実績値	実施率(%)	第四期見込み	実績値(見込)	実施率(%)
事業所数(Ⅰ型)	か所	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
登録者数	人	160	167	104.4	160	172	107.5	160	173	108.1

手話奉仕員養成研修事業の見込み量と実績値

単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	第四期見込み	実績値	実施率(%)	第四期見込み	実績値	実施率(%)	第四期見込み	実績値(見込)	実施率(%)
人/年	30	20	66.7	30	22	73.3	30	26	86.7

生活支援事業（訪問入浴サービス）の見込み量と実績値

単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	第四期見込み	実績値	実施率(%)	第四期見込み	実績値	実施率(%)	第四期見込み	実績値(見込)	実施率(%)
人/月	5	3	60.0	5	3	60.0	6	3	50.0

日中一時支援事業の見込み量と実績値

単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	第四期見込み	実績値	実施率(%)	第四期見込み	実績値	実施率(%)	第四期見込み	実績値(見込)	実施率(%)
人/年	150	176	117.3	160	172	107.5	170	183	107.6

以上のほか、必須事業「理解促進研修・啓発事業」と「自発的活動支援事業」を3か年とも実施した実績があります。また、「障がい者相談支援事業」中の「基幹相談支援センター」については、計画期間末年度に1か所の整備を計画したものの、実際には未設置となっています。

(7) 障がい者福祉施設の見込みと実績

障がい者福祉施設事業（重度心身障がい者通所施設）の見込み量と実績値

単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	第四期見込み	実績値	実施率(%)	第四期見込み	実績値	実施率(%)	第四期見込み	実績値(見込)	実施率(%)
人/月	8	7	87.5	8	6	75.0	8	6	75.0

5 障がい福祉に関するアンケート結果の概要

計画の策定にあたり、障がいのある人（障がい児を含む）の生活実態や障がい福祉サービスに対する評価、今後の施策ニーズ等を把握し、検討の基礎資料とすることを目的に、アンケート調査を実施しました。

なお、調査の結果については、巻末「第7章 付属資料」に一部掲載しているほか、本市ホームページでもご覧いただくことができます。

<http://www.city.chichibu.lg.jp/5695.html>

(1) 調査設計

① 調査対象者

市内在住の各障害者手帳所持者及び指定難病*等医療受給者の中から、無作為に下記の人数を抽出しました。

① 身体障害者手帳所持者	698人	
② 療育手帳所持者	159人	
③ 精神障害者保健福祉手帳所持者	97人	
④ 指定難病等医療受給者	46人	合計1,000人

② 調査方法

郵送による配付・回収

③ 調査期間

平成29年6月16日（金）～6月27日（火）

④ 調査内容

①対象者自身について	⑥相談相手について
②障がい等の状況について	⑦権利擁護について
③住まいや暮らしについて	⑧災害時の避難等について
④日中活動や就労について	⑨希望・要望について(自由記述方式)
⑤障害福祉サービス等の利用について	

(2) 回収状況

	配付数	有効回収数	有効回収率
①身体障害者手帳所持者	698	416	59.6
②療育手帳所持者	159	92	57.9
③精神障害者保健福祉手帳所持者	97	51	52.6
④特定疾患医療受給者	46	22	47.8
合計	1,000	581	58.1

(3) 調査結果のまとめ

この項では、「身体障害者手帳」所持者を「身体障がい者」、「療育手帳」所持者を「知的障がい者」、「精神障害者保健福祉手帳」所持者を「精神障がい者」、難病*医療受給者を「難病患者」と表記しています。

■住まいや暮らしについて

一緒に暮らしている人

全体では、「配偶者（夫または妻）」（44.2%）という回答が最も多く、次いで「子ども」（26.5%）が多くなっています。

障がい種別でみると、身体障がい者では「配偶者」が過半数に達して最も多く、知的障がい者では「父母・祖父母・兄弟」が最も多くなっています。精神障がい者では「父母・祖父母・兄弟」が、難病患者では「配偶者」が、最も多くなっています。

2番目に多いのは、身体障がい者と難病患者では「子ども」、知的、精神障がい者では「いない（一人で暮らしている）」となっています。

地域生活への移行希望（福祉施設入所者、病院入院者）

現在、「福祉施設で暮らしている」「病院に入院している」人の地域での生活の希望については、全体と身体障がい者では「今のまま地域で生活したい」という回答が最も多く、次いで「家族と一緒に地域で生活したい」が多くなっています。知的障がい者では、「今のまま地域で生活したい」が最も多く、次いで「グループホームなどを利用して地域で生活したい」が多くなっています。精神障がい者では、「特に地域で生活したいと思わない」が多い回答となっています。

地域で生活するためにあれば良いと思う支援

全体と身体障がい者では、「経済的な負担の軽減」という回答が最も多く、次いで「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が多く、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、「障がいに適した住居の確保」が続いています。

知的障がい者では、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」と「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が最も多くなっています。精神障がい者では、「障がいに適した住居の確保」と「経済的な負担の軽減」を、当該質問への回答者(3人)全員が回答しています。

■日中活動や就労について

1週間の外出頻度

知的障がい者と難病*患者では「毎日外出する」という回答が最も多く、次いで「1週間に数回外出する」が多くなっています。

全体と身体、精神障がい者では、反対に「1週間に数回外出する」が最も多く、次いで「毎日外出する」が多くなっています。

外出時の困りごと

全体では、「道路や駅に階段や段差が多い」（27.1%）という回答が最も多く、次いで「無回答」（24.1%）が多く、「公共交通機関が少ない・ない」と「困った時にどうすればいいのか心配」（ともに22.0%）が続いています。

障がい種別でみると、身体障がい者では「道路や駅に階段や段差が多い」が、知的障がい者では「公共交通機関が少ない・ない」が、精神障がい者では「外出にお金がかかる」が、難病患者では「無回答」が、それぞれ最も多くなっています。

平日の日中の主な過ごし方

全体と身体、精神障がい者では「自宅で過ごしている」が、知的障がい者では「福祉施設、作業所等に通っている」が、難病患者では「会社勤めや自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」と「自宅で過ごしている」が、それぞれ最も多くなっています。

次いで多い回答は、全体と身体、精神障がい者では「会社勤めや自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」、知的障がい者では「特別支援学校*（小、中、高等部）に通っている」、難病患者では「専業主婦（主夫）をしている」となっています。

就労するために必要と思う支援

「無回答」以外で、全体と身体、知的、精神障がい者では「職場の障がい者理解」が最も多く（精神障がい者では「職場の上司や同僚に障がいへの理解があること」も同数1位）、難病患者では「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が最も多くなっています。

■障がい福祉サービスの利用について

サービスの現在の利用状況と今後の利用意向

【現在の利用状況】

いずれのサービスについても「利用していない」という回答が多いですが、全体では、「利用している」が比較的多いサービスは「相談支援」(9.1%)、「生活介護」(7.2%)、「居宅介護（ホームヘルプ）」(6.7%)等となっています。

【今後の利用意向】

「利用しない」という回答が「利用したい」よりも多いサービスがほとんどですが、全体では、「利用したい」が比較的多いサービスは「相談支援」(29.9%)、「居宅介護（ホームヘルプ）」(25.3%)、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」(21.5%)、「生活介護」(20.3%)等となっています。

■情報収集について

福祉サービス情報などの入手元

全体と身体障がい者では、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」という回答が最も多く、次いで「行政機関の広報誌」が多くなっています。

知的、精神障がい者では、順に「サービス事業所の人や施設職員」、「かかりつけの医師や看護師」が最も多く、次いで、順に「家族や親せき、友人・知人」、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が多くなっています。

難病*患者では、「行政機関の広報誌」が最も多く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」・「家族や親せき、友人・知人」・「かかりつけの医師や看護師」が多くなっています。

■権利擁護等について

差別や嫌な思いの経験

全体結果と身体障がい者、難病患者では、「ない」が最も多いですが、知的障がい者と精神障がい者では「ある」が最も多く、ともに3割台の後半となっています。知的障がい者では、「ある」と「少しある」を合わせると約6割5分になります。

また、経験した場所としては、全体と身体障がい者、知的障がい者では「外出先」が最も多く、精神障がい者では「学校・仕事場」と「仕事を探するとき」が最も多くなっています。難病患者では、「学校・仕事場」・「外出先」・「余暇を楽しむとき」の3つが最も多くなっています。

「成年後見制度*」の認知状況

「成年後見制度」については、全体と身体障がい者では「名前も内容も知っていた」が、知的、精神障がい者では「内容も名前も知らなかった」が、難病*患者では「名前を聞いたことがあるが、内容は知らなかった」が、それぞれ最も多くなっています。

■災害時の避難等について

「火事や地震等の災害時に困ること

全体と身体障がい者では「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が、知的障がい者では「安全な所まで迅速に避難することができない」が、精神障がい者と難病患者では「投薬や治療が受けられない」がそれぞれ最も多くなっており、各障がい、病気の特徴が現れています。

「避難行動要支援者支援制度」の利用（登録）状況

全体結果、各障がい・病気共に「利用していない」が「利用している」を大きく上回っていますが、知的障がい者では「利用している」が比較的多く1割台半ばを占めており、特徴的になっています。

6 ヒアリング調査の概要

本市では、本計画の策定にあたり、障がいのある人と関係のある団体及び事業所に対してヒアリング調査を行いました。いただいたご意見等を基に計画を策定しています。

(1) 調査設計

① 調査対象者

秩父郡市内にある合計36の関係団体（9か所）、サービス提供事業所（27か所）

② 調査方法

郵送による配付・郵送による回収

③ 調査期間

平成29年8月10日（木）～8月25日（金）

④ 調査内容

〔関係団体〕

①団体の活動目的、最近の活動状況（活動内容や日常の活動における問題点、今後の課題）について
②その他

〔事業所〕

①提供しているサービスについて
②職員の過不足の状況や不足している職員の職種について
③事業運営上の課題について
④事業の新規開始、拡大にあたり重要視する点について
⑤今後3年間における新規開始・拡大予定のサービスについて
⑥障がい福祉サービスへの新規参入促進のために必要と思う事項について
⑦その他

(2) 回収状況

送付した36団体のうち、27団体から回答をいただきました。
その内訳は、関係団体：8団体、サービス事業所：19団体となっています。

(3) 調査結果のまとめ

次ページから、示された主なご意見等の内容を、「関係団体」と「事業所」に分け、大まかに取りまとめて記載します。

《関係団体調査》

医療サービス（精神障がい等）

- 入院の回避につながるため、多職種の専門家が対応できる一時預かり（ショートステイ）的施設が欲しい。
- 重大な疾病である「精神」について、近隣に入院しにくくなったことで不安をかかえる人も多いことから、公的総合病院に診療科（精神）の増設等をお願いしたい。
- 在宅で医療につながりにくい人たちのために、多職種チームによる24時間体制の訪問支援（「FACT」）を実施してほしい。
- 発達障がい*児の増加傾向のなか、秩父中央病院は過重な負担を抱えているため、発達障がいの診断、治療のできる医師の養成・確保への支援をお願いしたい。

外出について

- 定期券は障がい者割引が適用されないため、是非改善してほしい。
- バス・電車の連絡が悪く困っているので、調整してほしいと思う。
- 燃料費（ガソリン代）補助を増額してほしい。

福祉等サービスや居場所・就労の場づくり

- 国の方針に反し離職を余儀なくされる家族もいるため、安心して働ける社会づくり、障がいを抱える児童生徒の放課後デイサービスの増設をお願いしたい。
- 親の急病時などに、一時預かりがあれば安心。
- 医療的ケアを必要とする肢体不自由児の卒業後の日中活動の場所を確保してほしい。
- 地域で暮らすことを目標にした自立のためのステップとして必要であるため、居場所、就労の場の増設が重要だと思う。

差別、偏見等について

- まだまだ差別的な言葉や態度があるのが現実である。色々な障がいのある人が世の中にいることを理解してもらいたい。
- 地域の方と自然に交わる場があると、偏見が少しは無くなるのではないかと、思う。

療育*等

- 就学前の療育はその後の子どもの成長に大きな影響がある。『星の子教室』の療育は不可欠であり、長年のノウハウの蓄積もあり、存続を望んでいる。教室卒業後も先生方とのつながりにより、それを心のよりどころとしている親も多くいる。

《事業所調査》

サービスに関する課題

- 重度障がい者の日中活動の場と障がい者のショートステイサービスが課題と考えている。

- ・施設入所を利用されている障がい者の半数近くが現在高齢となっており、今後、医療や生活環境を最優先に考えた場合、障がい者（施設入所を必要とされている方）の高齢者施設への移行について、現時点では受け入れていただくことが厳しい状況となっている。高齢化に伴う対策・対応とネットワークの構築をさらに強化していく必要性を感じている。
- ・就労継続支援（B型）事業所として、精神障がい者・知的障がい者を受け入れているが、現在、利用者の多くは精神障がい者で、もっと多くの知的障がい者で困っている方々の手助けをしたい、精神・知的どちらも分けへだてなく支援できることが望ましいと考える。

国の制度について

- ・健全な経営ができるような給付費の底上げを。
- ・各種規制（研修、会議、帳票）の緩和を望む。
- ・実地指導の緩和を。

行政（市）の支援を望むこと

- ・行政財産の提供・活用ができるようにしていただけると、事業所としては事業展開を考えていきやすいと思う。
- ・地域での障がい者理解を深めるための施策に、積極的に取り組んでいただきたい。
- ・秩父郡市内におけるサービスの種類ごとの事業所について取りまとめた冊子の作成と配付を実施していただきたい。
- ・特別支援学校*の関係者に進路の選択肢を増やす機会を設けていただきたい。

また、同時に実施したミニアンケート調査の結果の主な内容は、以下の通りとなります。

- 現在提供しているサービスとしては、「居宅介護」（10件）という回答が最も多く、次いで「重度訪問介護」（8件）が多く、「就労継続支援（B型）」（7件）が続いています。
- 職員の過不足については、「不足している」（5件）との回答が最も多く、次いで多い「大変不足している」（4件）も合わせると、半数近くを占めます。
また、不足している職員の職種では、「介護福祉士」（10件）が最も多く、次いで「ホームヘルパー」（8件）が多くなっています。
- 事業を運営する上での課題としては、「スタッフの確保」（10件）という回答が過半数に達して最も多く、次いで「スタッフの人材育成」（8件）が多くなっており、スタッフをめぐる問題が喫緊であることがうかがえます。
- 今後の事業新設・拡大に関しては、「考えていない」（7件）という回答が最も多くなっています。
- 障がい福祉サービスへの新規参入促進のために必要と思われる事項では、「サービスを利用する障がい児（者）数の今後の見込みに関する情報を提供する」（9件）という回答が最も多く、次いで「困難事例・問題事例に関するケースの情報提供や助言を行う」（8件）が多くなっています。

7 「第五期計画」に向けた課題

本市の障がいのある方の動向や国等における障がい福祉施策の現状等を踏まえ、「第五期障がい者福祉計画」に向けての課題を整理します。

(1) 障がいや障がいのある人に関する理解と啓発、権利の擁護

障がいのある人の暮らしやすい社会をつくるためには、障がいや障がいのある人への地域の理解を進める必要があります。「障害者差別解消法」（障害を理由とする差別の解消）が制定されたことを踏まえ、障がいのある人の身近な家族や支援者だけでなく一般の市民も障がいのある人と実際に交流できるような機会を設けることや、障がいに関する広報啓発事業を推進すること等により、障がいによって社会参加が妨げられることなく、あらゆる人と共生・共存できるような社会づくりをめざしていくことが大切です。また、引き続き「障害者虐待防止法」に基づく虐待の防止や早期発見・早期対応が重要であること、新たに「成年後見制度*利用促進法」が制定されたことなどを踏まえ、障がいのある人の権利を擁護するための取り組みをさらに進めていくことが必要になっています。

(2) 障がいのある人の就労を支援する仕組みの強化

労働政策等との連携を強化したことで、障がいのある人の「一般就労」については一定程度の成果がみられますが、障がいのある人の希望や適性、能力に合った就労が十分にできているとまでは言えません。そのため、事業主の障がいのある人の雇用への理解を進めることによる障がいのある人が働ける場の開拓や、実際に就労した障がいのある人の職場定着を支援する関係機関の連携を、一層強化していく必要があります。

(3) 多様化する障がいとニーズに対する支援の充実

「障害者総合支援法*」の成立により、発達障害*が支援の対象に含まれることが明示されました。また、精神障害の一つとして「高次脳機能障害*」があり、精神障害・知的障害の中に「発達障害」があることや、難病*患者等、地域生活を送る上で支援を必要とするさまざまな人がいることが、一般に認知されるようになってきています。

障がいの多様化とともに支援ニーズも多岐に渡ることから、さまざまな障がいの特性を踏まえた、幼少期から学齢期、成人期、高齢期に至るまでの一貫した切れ目のない総合的な支援の体制の構築・充実が求められています。

(4) サービスを担う人材等の養成・確保

障がい福祉サービスを担う人材の確保は、障がい福祉サービス事業者にとって大きな課題となっています。また、サービス従事者は人の生命や生活に深く

関わることから、従事者の資質の向上はより良いサービスの提供につながり、重要です。

さらに、身近な理解者・支援者であるボランティアの育成や、育成後の活動支援についても力を入れていく必要があります。

(5) 災害時における安全確保体制の構築・強化

地域住民等の協力により、地域での防災体制の整備は進んでいますが、近年の自然災害により、障がいのある人の救助・避難に関する体制の見直しが迫られています。

特に、自ら救助を求めることができない人や、避難先での設備の不便さや周りの人に迷惑をかけることを不安に思う人、その家族がいることから、障がいのある人の身の安全を確保できる体制を構築・強化していくことが急務となっています。

(6) 障がいのある子どもへの支援の充実

国において、「児童福祉法」等の改正が行われ、新たに「障害児福祉計画」の策定が全都道府県・市町村に義務づけられた流れ等を受けて、「地域支援体制の構築」、「保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援」、「地域社会への参加・包容の推進」といった支援体制の計画的な整備が求められており、本市としても対応が必要になっています。

また、特に医療的なケアを必要とする子どもについては、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための「協議の場」の早期の設置が求められています。

(7) 「地域共生社会」の実現

平成28年7月、国に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、「地域共生社会の実現」が今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけられました。障がい福祉の分野においては、既に障害者基本法で「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」が目的として掲げられており、本市でも、『秩父市地域福祉計画・地域福祉活動計画』と連携を図りながら、障がいの有無にかかわらず地域の中で共生する社会の実現に努めていくことが必要になります。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

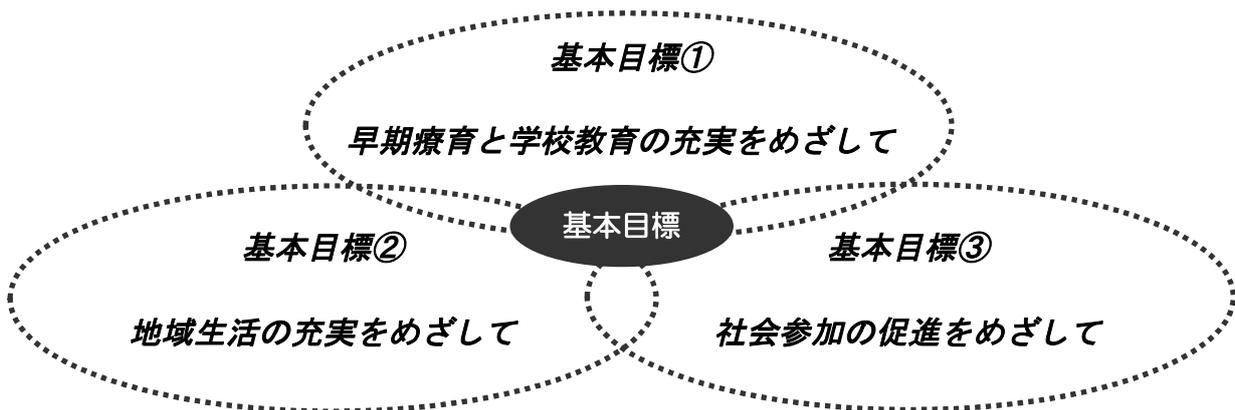
本計画では、「障害者基本法」の基本理念を踏まえ、障がいの有無を問わず誰もが分け隔てなく互いに支え合い、住み慣れた地域の中で安心して自分らしく生活していける社会「地域共生社会」の実現をめざして、『第3期秩父市地域福祉計画・地域福祉活動計画』の基本理念「いつまでも住み続けたい 日本一しあわせなまち ちちぶ」を共有し、障がい等のある人に関する施策の一層の推進を図ることとします。

いつまでも住み続けたい

日本一しあわせなまち ちちぶ

2 計画の基本目標

本計画の基本目標については、「基本理念」の内容を実現するため、「早期療育*と学校教育の充実をめざして」、「地域生活の充実をめざして」、「社会参加の促進をめざして」の3つとします。



基本目標①

早期療育*と学校教育の充実をめざして

子どもの健やかな成長を育むために、障がいの早期発見・早期療育が大切であることから、成長のあらゆる段階において障がいのある子の個性が尊重されその能力を十分に発揮できるよう、関係機関の協力のもとに、一人ひとりに合った療育指導を充実させます。また、障がいの有無を問わず地域の子どもたちが一緒に成長できる場として、「インクルーシブ保育*」の推進を図ります。

あわせて、学校教育の場で相談・支援体制の充実に努め、地域の教育機関をはじめとする関係機関との連携によって適切な教育を受けられる体制づくりをめざします。

基本目標②

地域生活の充実をめざして

障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしい生活を送るためには、本人の選択・意思決定を尊重しながら適切なサービスが受けられることが必要であることから、障がい福祉に関する情報提供や相談支援事業をさらに推進し、居宅サービスや日中活動サービスをはじめとする障がい福祉サービスを充実させます。

また、障がいのある人の地域生活を支える基盤整備として、支援スタッフの人材確保と資質の向上に努めます。

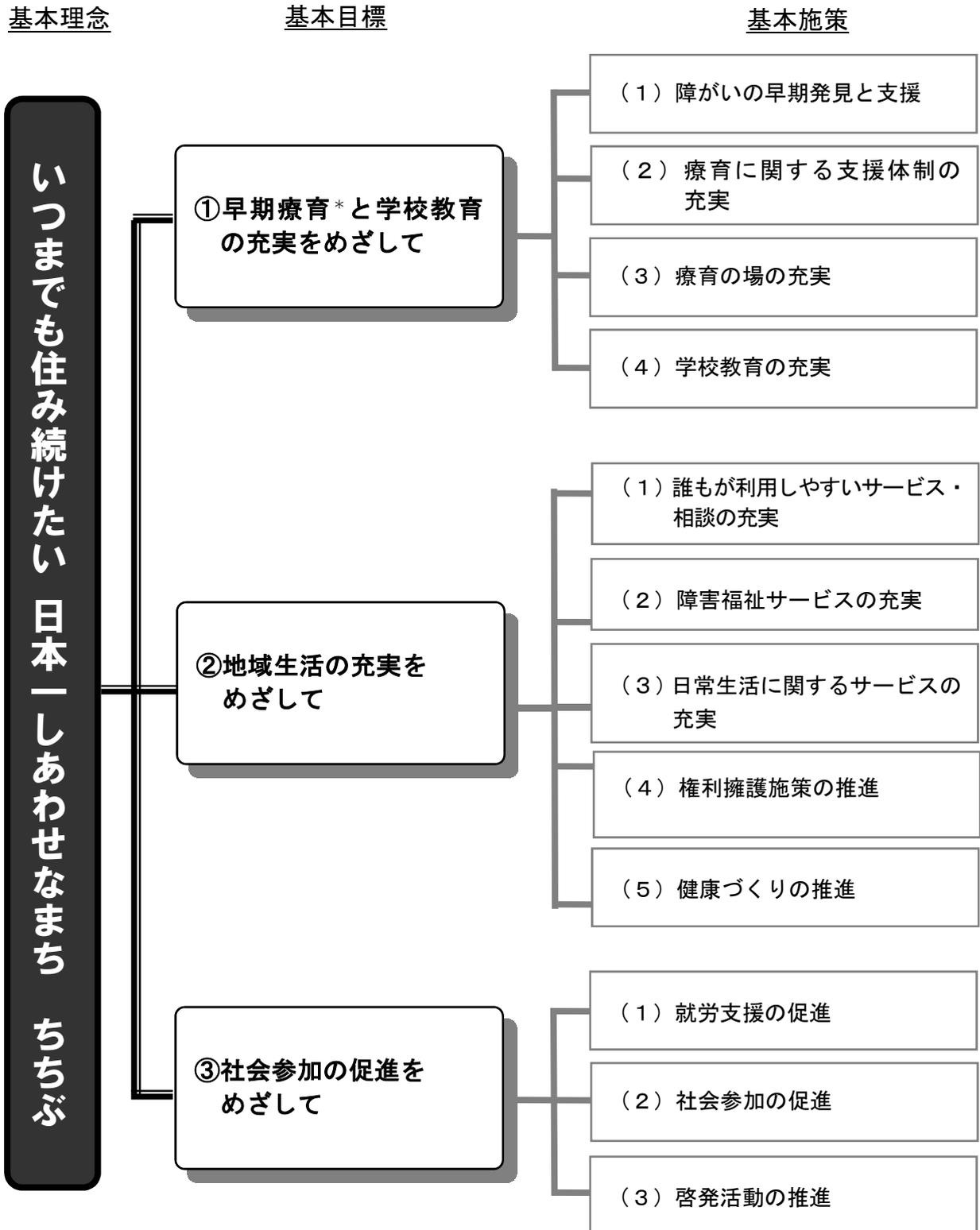
基本目標③

社会参加の促進をめざして

障がいのある人が、障がいにかかわらず自分らしい生活を送るためには、経済的活動や社会的活動への参加が重要な要素であることを踏まえて、就労支援に関する関係機関が連携して就労と職場定着への支援を充実させるとともに、企業の障がい者雇用への理解の促進を図ります。

また、障がいのある人が地域活動に参加できる機会を拡大するとともに、地域住民の障がいや障がいのある人への理解・啓発を進めます。

3 計画の展開（施策の体系）





第4章 施策の展開

基本目標 1 早期療育*と学校教育の充実をめざして

基本施策 1 障がいの早期発見と支援

施策名		内容
1	健康診査及び事後指導等の充実	<p>障がいの早期発見・早期療育を図るため、妊産婦や乳幼児に対する健康診査及び事後指導、相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>①乳幼児健康診査及び事後指導の充実 ②妊産婦及び新生児、乳幼児を対象とした母子の訪問事業及び健康教育や相談体制の充実 ③親子教室、療育相談等の支援体制の充実</p>
2	保護者に対する支援	<p>障がいのある子どもを持つ保護者に対して、障がいに対する受容を進める上での情報提供や悩みを相談できる支援体制の整備を進めます。</p> <p>①障がいのある子どもを持つ保護者に対する相談支援体制の整備 ②関係団体による、同年代の子どもを持つ親等の障がいに関する啓発や子どもの交流の機会の提供</p>
3	精神疾患の早期発見と支援	<p>思春期から20代半ばが好発時期といわれる精神疾患の早期発見に努めます。また、高次脳機能障がい*の人の早期発見・早期対応に努め、障がいの診断、手帳の取得へつなげていきます。</p> <p>①相談窓口の周知 ②教職員・生徒・保護者への啓発活動の推進</p>

基本施策 2 療育に関する支援体制の充実

施策名		内容
1	相談事業の充実	<p>子どもの健全な発達を進めるための療育や支援の方法を充実させ、保健、保育、教育等の他分野との連携を図り、地域での一貫した療育の体制を整備します。</p> <p>①秩父市療育相談事業「すこやか相談」の充実及び利用促進 ②保育所等への巡回支援、育児や発達の相談など「秩父障がい者総合支援センターフレンドリー」の機能の充実及び利用促進 ③小学校入学予定の児童を対象とした定期就学相談の充実（7月～11月、毎月第3金曜日実施）</p>
2	子どものリハビリテーション*及び医療の充実	<p>子どもを専門とするリハビリテーションや外来の整備を進めるとともに、職員体制の整備や近隣の医療機関との連携により、障がい児に対する地域医療の充実に努めます。</p> <p>①秩父市立病院による障がい児リハビリテーション機能の充実 ②秩父市立病院の小児科専門外来（内分泌・心臓・神経内科・発達障がい*）の充実</p>

基本施策3 療育*の場の充実

施策名		内容
1	療育指導の充実	<p>障がいや発達につまずきのある児童やその保護者に対する発達支援、子育て支援、療育指導等を実施します。</p> <p>①児童発達支援の充実 ②療育の場を活用したセラピストの育成事業の実施 ③「放課後等デイサービス」の拡充 ④保健センター、保育所、幼稚園等の関係機関との連携 ⑤「保育所等訪問支援」を利用できる体制の構築</p>
2	インクルーシブ保育*の推進	<p>障がいや発達につまずきのある子どもが、保育所などの場を通じて地域の子どもと一緒に遊んだり、さまざまな交流を図ります。</p> <p>①保育所、幼稚園、学童保育室などの各種保育施設での障がい児受け入れ及び関係機関との連携の充実</p>

基本施策4 学校教育の充実

施策名		内容
1	義務教育等の充実	<p>就学前から学校卒業までを長期的な視点でとらえ、障がいのある児童生徒一人ひとりの状態に応じた教育支援を行い、障がいのある児童生徒の社会参加と自立を促進する教育体制を充実させます。</p> <p>①福祉・保健・医療・教育等の関係機関が連携した「個別の教育支援計画*」の作成及び実施 ②学校における教育課程・指導計画・個別の教育支援計画を踏まえた「個別の指導計画」の作成及び実施 ③特別支援教育補助員の役割の明確化及び増員 ④特別支援学校*及び特別支援学級*と通常学級との交流の拡大 ⑤特別支援学校と小・中学校や関係機関との総合的な連携の強化</p>
2	特別支援教育の推進	<p>指導内容の充実や教職員の資質向上等を通じて、特別支援教育の充実に努めます。</p> <p>①特別支援教育コーディネーター*を中心とした、保護者、教員、医療関係者、臨床心理士等の関係者との連携による個別の教育支援計画の作成及び実施 ②特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会組織の機能充実 ③教職員の資質向上のための研究・研修の推進</p>
3	教育相談の充実	<p>保護者や障がいのある児童生徒の教育に関する不安や悩みに対応できるよう、教育相談室における相談支援の一層の充実を図ります。</p> <p>①教育相談室（教育研究所内）への相談員配置</p>

基本目標2 地域生活の充実をめざして

基本施策1 誰もが利用しやすいサービス・相談の充実

施策名		内容
1	情報提供の充実と相談窓口の充実	<p>障がいのある人が身近な場所で必要なサービスを総合的に利用できるよう、支援施策の広報に努めます。また、相談支援事業等の相談機能を充実させます。</p> <p>①情報提供の充実 ②相談支援事業の充実 ③身体障がい者相談員・知的障がい者相談員への支援 ④相談支援事業所と市障がい者福祉課、保健センター、地域包括支援センターの連携による相談事業と訪問指導の充実</p>
2	障がい福祉サービスに関する情報の収集・提供の充実	<p>障がいや障がいのある人に関する意見を幅広く聴き、今後の障がい者福祉施策の向上に反映させます。また、「ユニバーサルデザイン*」の考え方にに基づき、障がいのある人をはじめ高齢者・妊婦・子育て中の人等、配慮の必要な市民のためのサービスの案内を充実させます。</p> <p>①福祉サービスに関する情報の提供と利用の援助 ②障がい者団体の活動の支援を通じた当事者ニーズの収集と施策への反映 ③「何でも投書箱」等の広聴制度の活用 ④市ホームページに掲載した「バリアフリー*マップ」の内容充実</p>
3	関係機関との連携と活動支援	<p>障がいに関する相談の内容が多様化し一層の専門性が問われていることから、地域の障がい者福祉に関する中核的な役割を果たす場として、「秩父地域自立支援協議会*」を引き続き運営し、定期的な協議を行います。また、専門家及び障がいのある人に関わる地域の機関との連携を図り、重層的に障がい者への支援を展開します。</p> <p>①「秩父地域自立支援協議会」の運営（1市4町の定住自立圏により実施） ②サービス事業所の情報交換の場の提供 ③「成年後見制度*」の利用促進 ④社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートねっと」への支援 ⑤民生委員・児童委員*との連携による相談支援活動の充実</p>
4	ユニバーサルデザインに基づいた生活環境の整備	<p>「秩父市ユニバーサルデザイン推進行動方針」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づき、誰もが快適に利用できるユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。</p> <p>①「こころのユニバーサルデザイン」の推進 ②「まちづくりのユニバーサルデザイン」の推進 ③「行政サービスのユニバーサルデザイン」の推進 ④道路や公共施設等のバリアフリー化</p>
5	災害時の支援体制の充実	<p>災害時等に自らの身を守ることが困難である避難行動要支援者等を適切に避難させる体制づくりを推進します。</p> <p>①避難行動要支援者制度の周知 ②避難行動要支援者への避難支援 ③防災訓練に参加可能な方の参加の促進</p>

基本施策2 障がい福祉サービスの充実

施策名		内容
1	障がい福祉サービスの充実	<p>障がいのある人の自己決定により、必要な障がい福祉サービスの選択ができるよう、サービス内容の充実と必要な情報提供に努めます。</p> <p>また、障がい福祉サービス事業所が安定した運営のもとでサービス提供をできるよう、サービスに携わる人材の育成への協力や制度面等で、事業所の運営を支援します。</p> <p>①訪問系サービスの充実と場の確保 ②日中活動系サービスの充実と活動の場の確保 ③肢体不自由児（者）の日中活動の場の確保 ④「計画相談支援」・「障害児相談支援」の拡大と充実 ⑤居住系サービスの充実と居住の場の確保 ⑥施設入所者・社会的入院者の地域生活への移行の促進</p> <p>※「指定障害福祉サービス」、「指定(障害児)通所支援」及び「相談支援」の内容・見込み量については、「第5章」をご参照ください。</p>
2	重度心身障がい児（者）への支援の推進	<p>医療行為の必要な重度心身障がい児（者）（医療的ケア児等）に、レスパイト入院*、短期入所（ショートステイ）、日中活動の場の確保に向けて、関係機関と連携して推進します。</p> <p>①医療的ケアを必要とする子どもへの支援体制の構築</p>

基本施策3 日常生活に関するサービスの充実

施策名		内容
1	地域生活支援事業の充実	<p>「障害者総合支援法*」に基づき、障がい者・障がい児の日常生活または社会生活を支えるため地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態によるサービスを提供する「地域生活支援事業」について、障がい者等のニーズに応じた事業を展開し、地域での日常生活の質の向上を図るとともに、事業内容の充実に努めます。</p> <p>※「地域生活支援事業」の内容・見込み量については、「第5章」をご参照ください。</p>
2	移動しやすい環境の整備	<p>障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、公共交通機関の維持や福祉有償運送の充実などが必要であることから、関係機関との連携のもとに、移動しやすい環境の整備に努めます。</p>

基本施策4 権利擁護施策の推進

施策名		内容
1	障がい者差別解消支援の推進	<p>障がいを理由とする差別に関する相談について、障がい者福祉課に設置した相談窓口にて随時対応していきます。また、秩父地域自立支援協議会*の中に設置した「障害者差別解消支援地域協議会」において差別解消の効果的な推進に努めます。</p> <p>①住民・事業者・行政向けの講演会の開催 ②「秩父市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」の施行 ③「障がいのある方への配慮マニュアル」に基づく市職員による適切な対応の実施 ④「障害者差別解消支援地域協議会」での討議・検討、対応協議等</p>
2	障がい者虐待の防止等	<p>障がいのある人への虐待の防止のためのネットワークや相談体制の構築・充実に努め、虐待の防止、早期発見・早期対応を推進します。</p> <p>①「障害者虐待防止センター*」の充実 ②「障害者虐待防止センター」の周知・利用促進や虐待に関する通報義務の周知</p>

基本施策5 健康づくりの推進

施策名		内容
1	健康づくり事業の充実	<p>障がいのある人の健康維持のため、健診等による疾病の早期発見と生活習慣の改善を推進します。また、医療から社会復帰まで連続したケアを行っていく体制の整備に取り組み、精神障がい者の自立と社会復帰を支援します。</p> <p>①各種健（検）診の利用促進、保健指導の充実 ②歯周疾患検診や歯と口の健康づくりの促進 ③ソーシャルクラブ「まごころの会」の充実と利用促進 ④精神障がいにも対応した「地域包括ケアシステム」の構築の検討</p>
2	医療費助成制度等の実施	<p>医療が必要な障がいのある人等に対して、経済的な負担の軽減を目的とした医療費の助成を実施します。</p> <p>①重度心身障害者医療費（身体・知的・精神）の助成 ②自立支援医療（精神通院・更生医療*・育成医療*）給付の実施</p>

基本目標 3 社会参加の促進をめざして

基本施策 1 就労支援の促進

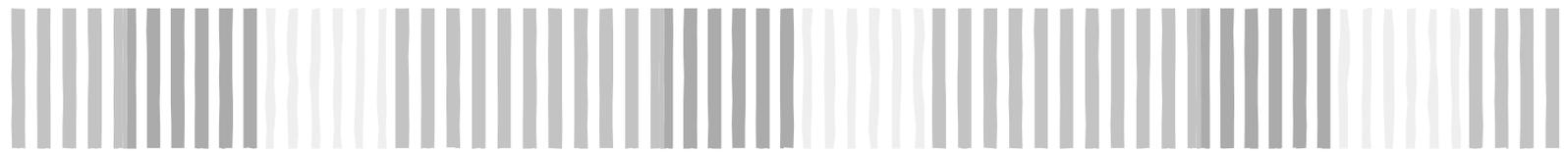
施策名		内容
1	就労支援窓口の充実	<p>障がいのある人の自立と社会参加を図るため、就労支援事業の相談機能を充実させます。</p> <p>①障がいのある人の就労状況の把握と相談 ②就職準備支援・職場開拓・職場定着支援の推進 ③関係機関との連携</p>
2	障がい者雇用の促進	<p>「秩父公共職業安定所」・「秩父地域雇用対策協議会」、「障がい者就労支援センター」、「秩父特別支援学校*」をはじめとする関係機関との連携のもとに、障がいのある人の雇用の場の拡大をめざします。</p> <p>①秩父公共職業安定所が実施する障がいのある人の就職相談や就職面接会への支援・協力 ②法定雇用率*達成に向けた企業への働きかけ ③公的機関における障がいのある人の雇用促進 ④障害者優先調達推進法*の促進</p>
3	雇用・労働施策との連携	<p>雇用・労働に関する施策との連携により、障がいのある人の雇用促進と就労後の定着化の支援・促進を図ります。</p> <p>①職場適応援助者（ジョブコーチ）*支援事業との連携 ②トライアル雇用*事業との連携 ③「障がい者就労支援センター」と連携しての就業体験の充実や就労後の定着支援の促進 ④「職親委託制度」の推進</p>

基本施策 2 社会参加の促進

施策名		内容
1	社会活動の推進	<p>障がいのある人に生涯にわたる学習の機会を提供できる場を確保します。また、地域住民との相互交流を図れる機会を充実させます。</p> <p>①図書館での対面朗読サービスの提供や録音資料の貸し出し ②市内で行われる各種文化活動の広報 ③障がい者団体の文化活動への支援</p>
2	スポーツ・レクリエーション活動の振興	<p>障がいのある人が日常生活の生きがいとしてスポーツやレクリエーションに参加できる機会を提供し、地域住民が一体となった活動の振興を図ります。</p> <p>①障がい者スポーツについての情報提供 ②障がい者スポーツの促進 ③水泳の指導を通じた障がい児の交流事業の実施</p>

基本施策3 啓発活動の推進

施策名		内容
1	障がいへの理解の促進	<p>障がいの多様な特性を理解し、障がいのある人とともに生きる社会をめざすため、地域住民や関係者へのさまざまな広報・啓発活動等を行います。</p> <p>①「あいサポート運動*」の推進 ②各種行事における啓発活動の推進 ③発達障がい*、難病*、高次脳機能障がい*、盲ろう等への理解の普及・啓発</p>
2	障がいのある人との交流機会の拡大	<p>障がいの有無を問わず誰もが参加可能なイベントや交流事業を行い、障がいのある人と地域住民との交流機会の拡大を図ります。</p> <p>①「保健センターまつり」等のイベントの開催</p>
3	福祉教育の推進	<p>学校教育の場を通じて、障がいや障がいのある人について正しく理解し、助け合い・思いやりの心を持って行動できる力を身に付けるための教育活動を行います。</p> <p>①福祉体験授業の開催 ②ボランティア体験の開催 ③特別支援学校*・特別支援学級*と通常学級との交流学習の実施・拡大</p>
4	ボランティア活動の充実	<p>障がいのある人への支援に、専門家だけではなく身近な地域の住民が参加できるように、地域住民によるボランティアの育成やボランティア活動への支援を行います。</p> <p>①ボランティア活動（募集、養成、登録）への支援 ②ボランティアが活動するための拠点整備の支援 ③手話奉仕員養成研修の実施</p>



**第5章 計画の成果目標と各サービスの
見込み量・確保の方策等**

1 成果目標（平成32年度に向けた目標の設定）

（1）施設入所者の地域生活への移行

国の考え方は、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上を地域生活へ移行するとともに、施設入所者数の2%以上を削減することとしています。また、埼玉県の考え方は、地域生活移行の目標値については国と同様ですが、入所待機者が年々増加し、特に地域生活が困難な人も多数待機している現状を考慮し、入所者数削減の成果目標は設定しないことにしています。

これに沿って、本市における施設から地域生活へ移行する人の成果目標（数値目標）を、次のように設定します。

【目標値の設定】

施設入所者の地域生活への移行目標

項目	数値	考え方
平成28年度末時点の入所者数（A）	62人	平成28年度末時点の施設入所者数
【目標値】（B） 入所施設からの地域移行	5人 (8.1%)	(A)のうち、平成32年度末までに地域生活へ移行する人の目標数 ※前計画の実績値(22ページ)を勘案して設定。
平成32年度末の入所者数	(設定しない)	平成32年度末の利用者見込み数
【目標値】 施設入所者の削減	(設定しない) (- %)	差し引き削減見込み数（A-B） ※県と同様の理由で設定しないこととする。

【地域生活への移行に向けた取り組み】

グループホームや一般住宅等の「居住の場」を確保するとともに、相談支援事業等を利用しながら、地域生活へスムーズに移行できるような支援体制を整備します。また、地域生活へ移行した後も、希望や特性に合った日中活動ができるように、障がい福祉サービスの充実や地域にある資源の活用を図ります。

（2）精神障がいにも対応した「地域包括ケアシステム」の構築

国の考え方は、「長期入院」への対応を進めること等を念頭に、平成32年度末までに全ての市町村に保健・医療・福祉関係者による「協議の場」を設置すること（複数市町村による共同設置でも可）としています。

これに沿って、本市における精神障がい（発達障がい*・高次脳機能障がい*を含む）にも対応した「地域包括ケアシステム」構築の成果目標（数値目標）を、次のように設定します。

【目標値の設定】

精神障がいにも対応した「地域包括ケアシステム」の構築目標

項目	数値	備考（考え方）
【目標値】保健・医療・福祉関係者による協議の場（協議会等）の数	1か所	他市町村の動向も踏まえつつ、秩父圏域であり方について検討し、平成32年度までに設置します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的支援、地域の体制づくり等）の集約を行う拠点等について、平成32年度末までに秩父圏域に少なくとも1つを整備することを検討していきます。

【目標値の設定】

地域生活支援拠点等の整備目標

項目	数値	備考
【目標値】 平成32年度末までの設置数	1か所	秩父圏域で機能や整備方法等について検討を行い、設置します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の考え方は、①福祉施設から一般就労への移行者数を、平成32年度中に同28年度実績の1.5倍以上、②平成32年度末における「就労移行支援」事業の利用者数が同28年度末における利用者の2割以上増加、③「就労移行支援」事業のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすること、④各年度における「就労定着支援」による支援開始から1年後の職場定着率を、80%以上とすること、としています。

これに沿って、本市における成果目標（数値目標）を次のように設定します。

【目標値の設定】

福祉施設から一般就労への移行等目標

項目	数値	備考
平成28年度の一般就労移行者数	9人	平成28年度に福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値①】 平成32年度の一般就労移行者数	13人 (1.4倍)	平成32年度に福祉施設を退所し、一般就労する人の数
平成28年度末の就労移行支援事業利用者数	9人	平成28年度末に「就労移行支援」事業を利用していた人の数
【目標値②】 平成32年度末の就労移行支援事業利用者数	12人 (33.3%増)	平成32年度末に「就労移行支援」事業所を利用する人の数
市内の就労移行支援事業所総数	2事業所	
就労移行率が3割以上の事業所	1事業所	平成28年度の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所数
【目標値③】 平成32年度の就労移行率が3割以上の事業所	1事業所 (5割)	平成32年度の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所数
【目標値④】 就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率	80%	

【一般就労を促進するための取り組み】

障がいのある人の一般就労を促進するため、就労に関する情報の提供や相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充と雇用の場の開拓による就労の場の確保とともに、企業の障がい者雇用への理解を進め、障がいのある人が働ける場の拡充と就労の定着を促進するしくみを構築・強化していきます。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の考え方は、①平成32年度末までに、「児童発達支援センター」を各市町村に少なくとも1か所以上設置すること（圏域での設置でも可）、②平成32年度末までに、全ての市町村で「保育所等訪問支援」を利用できる体制を構築すること、③平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する「児童発達支援」事業所と「放課後等デイサービス」事業所を、各市町村に少なくとも1か所以上確保すること（圏域での確保でも可）、④医療的ケアを必要とする児童に関して、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村で保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置すること（市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での圏域での設置でも可。）をそれぞれ基本とする、としています。

これに沿って、本市における成果目標（数値目標）を次のように設定します。

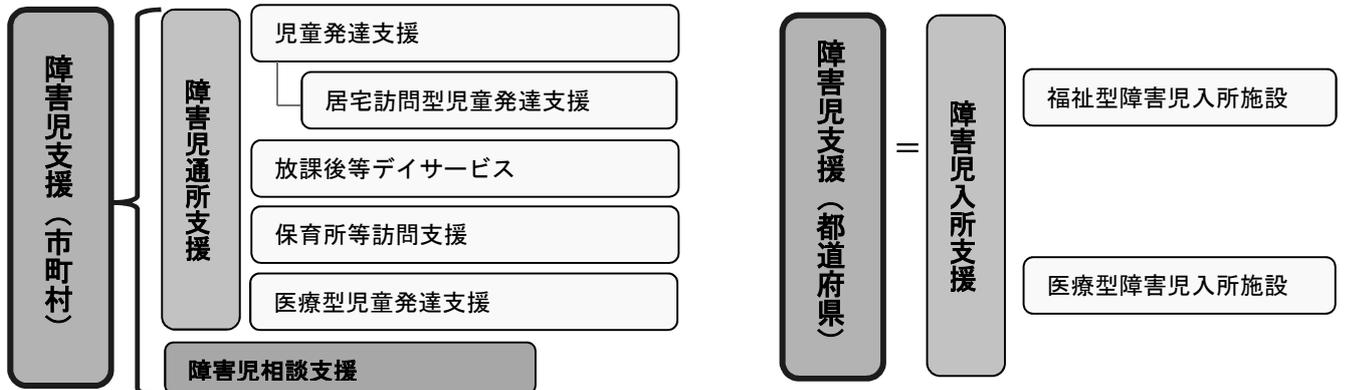
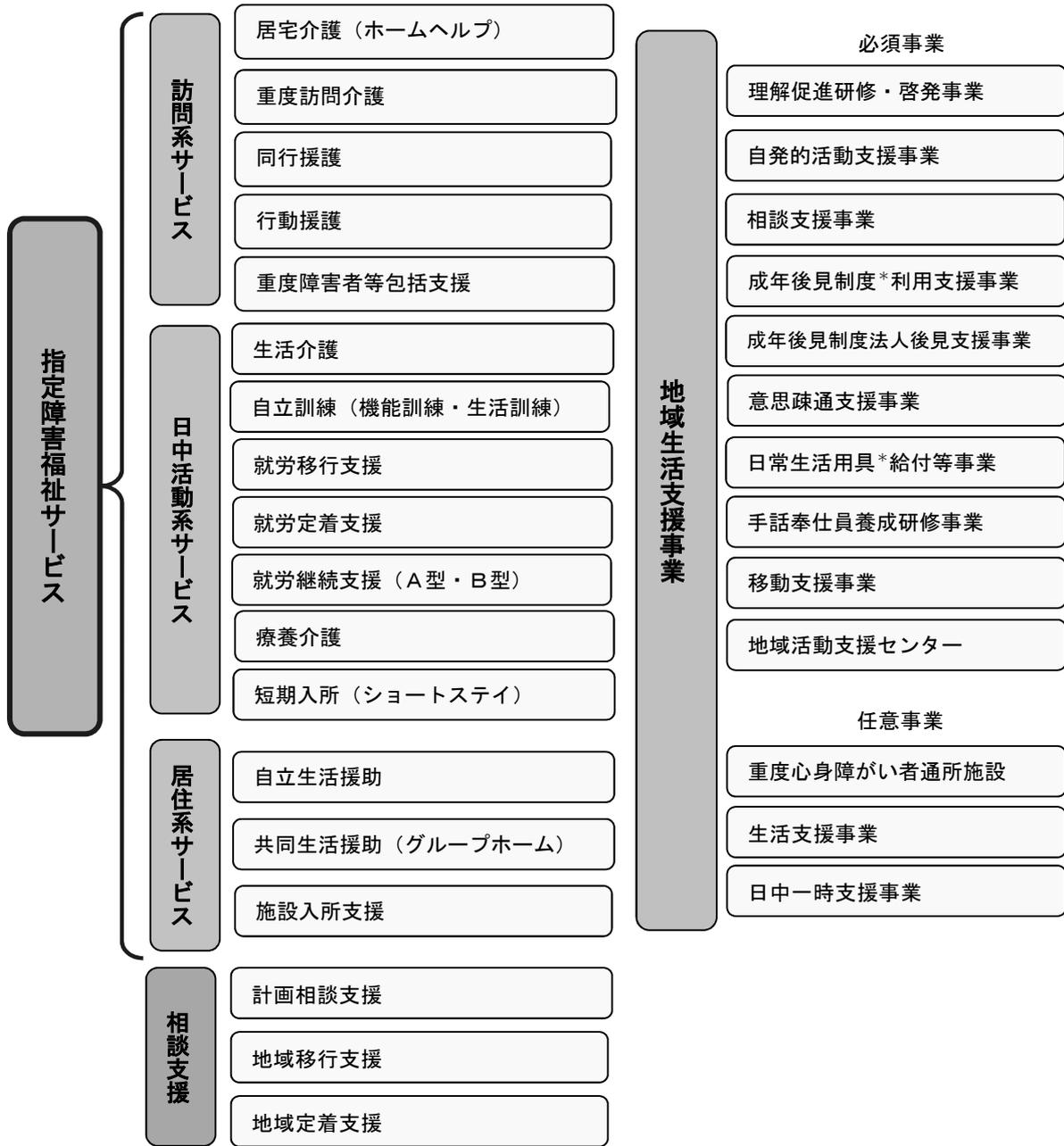
【目標値の設定】

障がい児支援の提供体制の整備等目標

項目	数値	備考（考え方）
【目標値】「児童発達支援センター」設置数	1か所	秩父圏域であり方について検討し、平成32年度までに共同で設置します。
【目標値】主に重症心身障がい児を支援する ・「児童発達支援」 ・「放課後等デイサービス」 事業所設置数	1か所	市内に秩父市障害児通園事業施設『星の子教室』があり、また、「放課後等デイサービス」事業所が2か所設置されています。
【目標値】保健・医療・障がい福祉・保育・教育等関係機関等による協議の場（協議会等）の数	1か所	他市町村の動向も踏まえつつ、秩父圏域であり方について検討し、平成30年度末までに共同で設置します。

◎上記のほか、秩父圏域であり方について検討し、平成32年度までに共同で「保育所等訪問支援」実施事業所を設置し、利用を可能にする体制の構築を図るとともに、市内の保育所等へ事業の周知を行って受け入れの体制の整備も図ります。

2 障がい福祉サービスの体系



3 訪問系サービスの見込み量と確保の方策

(1) 訪問系サービスの見込み量

利用実績をみると、利用量・利用者数はいずれも増加傾向にあることから、その伸び率に基づき、見込み利用量を設定します。

サービス名	サービスの概要
居宅介護 (ホームヘルプサービス)	居宅において入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び常に介護を必要とし行動障がい有する人に、入浴、排せつ、食事の介護、外出の介護などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護などの支援を行います。
行動援護	行動障がいのある知的障がい児・者、精神障がい者で、常に介護を必要とする人に、外出の介護、危険回避のための援護などの支援を行います。
重度障がい者等包括支援	常に介護を必要としている人の中でも介護の必要性が著しく高い方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

訪問系サービスの見込み量

単位	第四期実績値			第五期見込み量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
時間/月	1,018	1,069	1,325	1,511	1,558	1,606
人/月	99	104	129	127	131	135

(2) 訪問系サービスの確保の方策

障がいのある人が安心して地域で自立生活を送れるよう、今後サービス量の増大やサービス人員の不足が見込まれるサービスであるため、サービス提供事業所が必要量を確保できるよう連絡・連携体制を強化し、状況によっては定期的な協議の実施も検討します。

また、さまざまな障がいの特性に配慮したサービスの提供が行われるよう、事業所と連携しながら、サービス提供者の資質の向上にも取り組んでいきます。

4 日中活動系サービスの見込み量と確保の方策

(1) 日中活動系サービスの見込み量

① 生活介護

サービス名	サービスの概要
生活介護	常に介護を必要とする障がいのある人に、主に日中の入浴、排せつ、食事等の介護や創作的活動、生産活動の支援を行います。

「生活介護」の利用状況をみると、平成27年度以降、実績サービス量・実績利用人数ともに年々微増になっています。今後も、特別支援学校*等からの新規利用者が見込まれますが、過去の状況も併せて、以下のように見込み量を設定します。

生活介護の見込み量

単位	第四期実績値			第五期見込み量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人日/月	3,127	3,315	3,512	3,200	3,200	3,200
人/月	154	168	178	176	176	176

② 自立訓練（機能訓練）

サービス名	サービスの概要
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で身体機能の維持、回復等の必要がある障がいのある人に、身体的リハビリテーション*を行います。

『国立身体障害者リハビリテーションセンター』等において機能訓練を受ける利用者がいることを想定し、見込み量を設定します。

自立訓練（機能訓練）の見込み量

単位	第四期実績値			第五期見込み量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人日/月	0	0	0	40	40	40
人/月	0	0	0	2	2	2

③ 自立訓練（生活訓練）

サービス名	サービスの概要
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等の必要がある障がいのある人に、日常生活能力を向上させるための支援等を行います。

「自立訓練（生活訓練）」の利用状況をみると、平成23年度途中に新規事業所が県の指定を受け、同24年度に大幅な利用者数の増加がありました。その後はやや減少の傾向のなかで増減していることを考慮して、見込み量を設定します。

自立訓練（生活訓練）の見込み量

単位	第四期実績値			第五期見込み量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人日/月	236	281	210	260	260	260
人/月	18	16	12	20	20	20

④ 宿泊型自立訓練

サービス名	サービスの概要
宿泊型自立訓練	地域移行に向けて一定期間、夜間の居住の場を提供して生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。

「宿泊型自立訓練」の利用状況をみると、平成23年度途中に新規事業所が県の指定を受け、同24年度に大幅な利用者数の増加がありました。その後29年度に至るまでやや減少傾向で増減しており、26年度途中に定員減少の事業所もあったことも考慮して、見込み量を設定します。

宿泊型自立訓練の見込み量

単位	第四期実績値			第五期見込み量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人日/月	243	255	198	280	280	280
人/月	9	9	7	10	10	10

⑤ 就労移行支援

サービス名	サービスの概要
就労移行支援	一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる障がい者であって、就労を希望する人に、生産活動等を通じて就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行います。

就労移行支援の利用状況をみると、平成23年度途中に新規事業所が県の指定を受けたため、同24年度に大幅に利用者数の増加がありました。その後は減少傾向にあります。利用者数について27・28年度の間の人数を見込んで、見込み量を設定します。

就労移行支援の見込み量

単位	第四期実績値			第五期見込み量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人日/月	257	212	106	300	300	300
人/月	16	14	7	15	15	15

⑥ *新規 就労定着支援

サービス名	サービスの概要
就労定着支援	障がいのある人本人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題の解決に向けて必要となる支援を行います。

「就労定着支援」は、本計画期間から始まった新サービスであり、国の「基本指針」の内容等を踏まえて、以下のような見込み量を設定します。

就労定着支援の見込み量

単位	第五期見込み量		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人/月	0	0	2

⑦ 就労継続支援（A型）

サービス名	サービスの概要
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な障がいのある人のうち、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のための訓練を行います。

「就労継続支援（A型）」については、今後の利用増が見込まれるため、以下のような見込み量を設定します。

就労継続支援（A型）の見込み量

単位	第四期実績値			第五期見込み量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人日/月	17	24	24	120	120	120
人/月	1	1	1	6	6	6

⑧ 就労継続支援（B型）

サービス名	サービスの概要
就労継続支援（B型）	一般企業などでの就労が困難な障がいのある人のうち、年齢や体力の面で雇用されることが困難になった方や就労移行支援事業・就労継続支援A型事業の利用が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のための訓練を行います。

就労継続支援（B型）の利用状況をみると、第四期期間中に実績サービス量・実績利用人数ともに増加を示しているため、以下のように見込み量を設定します。

就労継続支援（B型）の見込み量

単位	第四期実績値			第五期見込み量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人日/月	2,197	2,340	2,684	2,800	2,890	2,980
人/月	119	129	148	150	155	160

⑨ 療養介護

サービス名	サービスの概要
療養介護	医療を要する障がい者で、常に介護を必要とする人に、病院などの施設において機能訓練、必要な医療、療養上の管理、看護、医学的な管理下における介護などの支援を行います。

利用者については、現在の状況が今後も継続するものと見込み、提供見込み量を設定します。

療養介護の見込み量

単位	第四期実績値			第五期見込み量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人/月	10	10	10	10	10	10

⑩ 短期入所（ショートステイ）

サービス名	サービスの概要
短期入所 (福祉型、医療型)	居宅において介護を行う人の疾病などの理由により短期間の入所を必要とする障がいのある人が、障害者支援施設等に短期間入所し、必要な介護等を受けます。

「短期入所（ショートステイ）」の利用状況をみると、前計画期間では実績サービス量・実績利用人数ともに減少する傾向にあります。今後については、また利用が増加することも十分考えられるため、以下のように見込み量を設定します。

短期入所（ショートステイ）の見込み量

単位	第四期実績値			第五期見込み量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人日/月	370	299	260	福祉型：150 医療型：225	福祉型：150 医療型：225	福祉型：150 医療型：225
人/月	26	23	20	福祉型：10 医療型：15	福祉型：10 医療型：15	福祉型：10 医療型：15

(2) 日中活動系サービスの確保の方策

特別支援学校*や退院可能な精神障がい者や退所可能な障がいのある人、早期発見・早期診断で浮かび上がってきた高次脳機能障がい*者等の新規増が見

込まれるため、ニーズを的確に把握した上で、効率的かつ効果的に必要なサービス量を確保することが重要です。

そのため、「秩父地域自立支援協議会*」等を通して利用者のニーズを把握し、各事業所との連携体制をさらに充実させ、近隣4町とも協力し合いながら市町の枠を越えて利用しやすい環境づくりに配慮して、利用者が必要とするサービスを適正な量で提供できるよう取り組んでいきます。

5 居住系サービスの見込み量と確保の方策

(1) 居住系サービスの見込み量

① *新規 自立生活援助

サービス名	サービスの概要
自立生活援助	障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた適切な支援を行います。

「自立生活援助」は、本計画期間から始まった新サービスですが、今後の施設入所者の地域移行によるニーズ等を考慮して、見込み量を設定します。

自立生活援助の見込み量

単位	第五期見込み量		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人/月	0	3	3

② 共同生活援助（グループホーム）

サービス名	サービスの概要
共同生活援助 （グループホーム）	介護を要する障がいのある人に、共同生活の場において、入浴、排せつ、食事など日常生活の世話、介護等の支援を行います。

※平成26年4月から、「共同生活介護（ケアホーム）」は、「共同生活援助（グループホーム）」に一元化されています。

今後の施設入所者の地域移行や新規利用のニーズ、事業所の意向等を考慮して、以下の見込み量を設定します。

共同生活援助の見込み量

単位	第四期実績値			第五期見込み量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 （見込み）	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人/月	89	87	84	90	90	90

③ 施設入所支援

サービス名	サービスの概要
施設入所支援	障害者支援施設等において、主に夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

新たな入所見込みや、グループホームへの地域移行を考慮して、見込み量を設定します。

施設入所支援の見込み量

単位	第四期実績値			第五期見込み量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人/月	59	65	67	65	65	65

(2) 居住系サービスの確保の方策

地域での生活を望む障がいのある人にとって、グループホームは重要な社会資源の一つです。地域住民との交流を図りながら、適切な日常生活上の援護や自立生活への助力が図れるよう支援していきます。

6 相談支援サービスの見込み量と確保の方策

(1) 相談支援サービスの見込み量

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	障害福祉サービスを利用しようとする障がい児・者に対して、「サービス等利用計画」案の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等や精神科病院に入所・入院している障がいのある人と保護施設、矯正施設等を退所する障がいのある人に、住居の確保や地域生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身の障がいのある人や施設・病院から退所・退院した障がいのある人のうち、地域生活が不安定な人に、常時の連絡体制を確保し、緊急時に相談や訪問などの支援を行います。

「計画相談支援」は平成26年度以降ほぼ全員にサービスを提供できていますが、「地域移行支援」と「地域定着支援」は今後拡大していく必要があります。

相談支援サービスの見込み量

	単位	第四期実績値			第五期見込み量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	人/月	59	70	71	100	100	100
地域移行支援	人/月	0	0	0	3	3	3
地域定着支援	人/月	0	0	0	3	3	3

(2) 相談支援サービスの確保の方策

相談支援事業所ができる限り障がいのある人の身近で利用できる所にあり、気軽に相談できるような環境をつくることや、利用者個々の状況に応じた適切なケアマネジメント*の実施とモニタリングができるよう、関係機関と連携して相談支援専門員の養成や体制の質的・量的な充実を図ります。

また、地域にあるフォーマル・インフォーマルな社会資源*等、障がいのある人の地域生活に有用なさまざまな情報を集約して、相談支援事業者に情報を提供し、より良い相談支援につながるように努めます。

7 障害児支援事業の見込み量と確保の方策

(1) 障害児支援事業の見込み量

① 障害児通所支援

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うものです。
*新規 居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がいのある児童について、自宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後または学校休業日に、施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うものです。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行うものです。
医療型児童発達支援	児童発達支援と治療を行うものです。

国の「基本指針」等に則り、平成30年度からの見込み量を、以下のように設定します。

障害児通所支援サービスの見込み量

	単位	第四期実績値			第五期見込み量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	実利用者数	31	33	40	40	40	40
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	—	—	—	0	0	0
放課後等デイサービス	実利用者数	14	19	20	25	25	25
保育所等訪問支援	実利用者数	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	実利用者数	0	0	0	0	0	0

「保育所等訪問支援」については、平成29年度現在、提供体制が未整備で、「埼玉県障害児等療育支援事業」を利用したり、「保育所・幼稚園等巡回支援事業」を実施して、障がい児の早期発見・早期療育*に取り組んでいる状況です。秩父圏域で検討を行い、平成32年度までに共同で実施事業所を設置し、利用を可能にする体制の構築を図るとともに、市内の保育所等へ事業の周知を行って受け入れの体制の整備も図ります。

② 障害児相談支援

サービス名	サービスの概要
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がい児に、「障害児支援利用計画」案の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行います。

「児童発達支援」のみの利用の場合には保健センター保健師によるセルフプランで対応していますが、今後「放課後等デイサービス」等利用に伴う障害児相談支援事業所への計画依頼の増加を見込んで、以下のように見込み量を設定します。

障害児相談支援サービスの見込み量

	単位	第四期実績値			第五期見込み量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児相談支援	人/月	4	5	6	25	25	25

(2) 障害児支援事業の確保の方策

保健センター、特別支援学校*、幼稚園、保健所等の関係機関と連携を取りながら、「秩父地域自立支援協議会*」等を通して利用者のニーズを把握し、秩父地域4町とも協力し合って、利用者が必要とするサービスを提供できるよう取り組みを進めます。

また、医療的ケアを必要とする障がいのある子どもについては、関連各分野からの支援を調整するコーディネーターの配置に努めます。

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0	0	1

8 地域生活支援事業の見込み量

(1) 地域生活支援事業の見込み量

「地域生活支援事業」の見込み量については、それぞれの利用実績に基づいて見込み量を設定します。

① 理解促進研修・啓発事業

サービス名	サービスの概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活・社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に、障がいのある人への理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

理解促進研修・啓発事業の見込み量

単位	第四期実績値			第五期見込み量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
有無	有	有	有	有	有	有

② 自発的活動支援事業

サービス名	サービスの概要
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート*、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

自発的活動支援事業の見込み量

単位	第四期実績値			第五期見込み量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
有無	有	有	有	有	有	有

③ 相談支援事業

サービス名	サービスの概要
相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

「相談支援事業」を適切に実施していくためには、「秩父地域自立支援協議会*」による中立・公平な視点を確保する観点から、市が委託した相談支援事業者の運営評価等を実施し、具体的な困難事例への対応のあり方についての指導・助言、地域の関係機関等のネットワークの構築・強化等について協議することが重要になります。

本計画期間では、引き続きこれらの事業を継続するとともに、埼玉県や近隣自治体との連携をさらに強化し、障がいのある人と家族からの相談への対応や、積極的な周知による事業の有効活用に努めます。

相談支援事業の見込み量

	単位	第四期実績値			第五期見込み量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障がい者相談支援事業	か所	4	4	3	3	3	3
基幹相談支援センター	か所	0	0	0	0	0	1
相談支援機能強化事業	か所	3	3	3	3	3	3
住宅入居等支援事業	か所	3	3	3	3	3	3

④ 成年後見制度*利用支援事業

サービス名	サービスの概要
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用し、または利用しようとする知的障がいのある人または精神障がいのある人であり、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について補助を受けなければ「成年後見制度」の利用が困難であると認められる人に、費用の全部または一部の補助を行います。

「成年後見制度」の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者について、権利擁護を図るとともに、利用の促進に向けて制度の周知に努めます。

成年後見制度*利用支援事業の見込み量

単位	第四期実績値			第五期見込み量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人/年	4	3	7	7	7	7

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

サービス名	サービスの概要
成年後見制度法人後見支援事業	「成年後見制度」における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

成年後見制度法人後見支援事業の見込み量

単位	第四期実績値			第五期見込み量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
件/年	10	10	15	16	18	20

⑥ 意思疎通支援事業

サービス名	サービスの概要
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。

意思疎通支援事業の見込み量

	単位	第四期実績値			第五期見込み量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	145	95	95	115	125	135
手話通訳者設置事業	か所	0	0	0	0	0	0

⑦ 日常生活用具*給付等事業

サービス名	サービスの概要
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人等に、自立生活支援用具等の「日常生活用具」の給付または貸与を行います。

日常生活用具給付等事業の見込量

	単位	第四期実績値			第五期見込み量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	件/年	3	4	3	3	3	3
自立生活支援用具	件/年	8	9	6	11	11	11
在宅療養等支援用具	件/年	6	4	6	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	件/年	11	7	3	7	7	7
排泄管理支援用具	件/年	1,518	1,783	1,704	1,600	1,600	1,600
居宅生活動作補助用具	件/年	1	5	1	4	4	4

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

サービス名	サービスの概要
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した人)の養成研修を行います。

手話奉仕員養成研修事業の講習修了見込み量(登録見込み者数)

単位	第四期実績値			第五期見込み量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人/年	20	22	26	0	30	0

⑨ 移動支援事業

サービス名	サービスの概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい児・者について、円滑に外出することができるよう、移動を支援します。

障がいのある人が積極的に社会に参画できる手段として、利用者の状況に応じた柔軟な形態で実施すること等を含め、引き続き移動支援の充実に努めます。

移動支援事業の見込み量

単位	第四期実績値			第五期見込み量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人/年	854	723	624	800	800	800
時間/年	5,043.5	4,000	3,531	5,000	5,000	5,000

⑩ 地域活動支援センター事業

サービス名	サービスの概要
地域活動支援センターⅠ型	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、さらには相談事業や専門職員の配置による福祉・地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。
地域活動支援センターⅡ型	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、さらに、機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業を実施します。
地域活動支援センターⅢ型	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、日常生活に必要な便宜の供与を実施します。

障がいのある人の地域生活の場、社会参加の場として認知が進んだことを背景に、利用実績が安定しており、引き続き、事業量の確保を図ります。

地域活動支援センターの見込み量

		第四期実績値			第五期見込み量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センターⅠ型	事業所数	1	1	1	1	1	1
	登録者数	167	172	173	174	180	186

地域活動支援センターⅡ型	事業所数	0	0	0	0	0	0
	登録者数	0	0	0	0	0	0
地域活動支援センターⅢ型	事業所数	0	0	0	0	0	0
	登録者数	0	0	0	0	0	0

⑪ 任意事業（その他の事業）

「任意事業」として、引き続き「重度心身障がい者通所施設」、「生活支援事業」、「日中一時支援事業」等を実施します。

任意事業の見込み量

	単位	第四期実績値			第五期見込み量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
重度心身障がい者通所施設 実利用人数	人/月	7	6	6	6	7	9
生活支援事業(訪問入浴サービス) 実利用人数	人/月	3	3	3	3	3	3
日中一時支援事業 実利用人数	人/年	176	172	183	190	200	200

9 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて

<定量的な目標> (*国通知による)

種別	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量(人)	定量的目標(見込み)(人)		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
幼稚園	2	2	2	2
保育所	6	7	6	6
認定こども園	3	2	3	3
放課後児童健全育成事業	5	5	5	5



第6章 計画の推進と進行管理

1 推進・進行管理の基本方針

①市民参画による施策の推進

地域における福祉を充実させるため、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員*、ボランティア、障がい当事者団体、障がい者支援団体、市社会福祉協議会等の関係者及び関係機関と連携に努め、当事者のニーズを反映した施策の推進に当たります。

②関係機関における連携

障がいのある人に関する各種施策の展開については、市役所庁内の福祉・保健・医療・教育・就労をはじめ関係各課との連携を図るとともに、それぞれの役割を検討しながら、より効果的・効率的なサービスの提供に努めます。

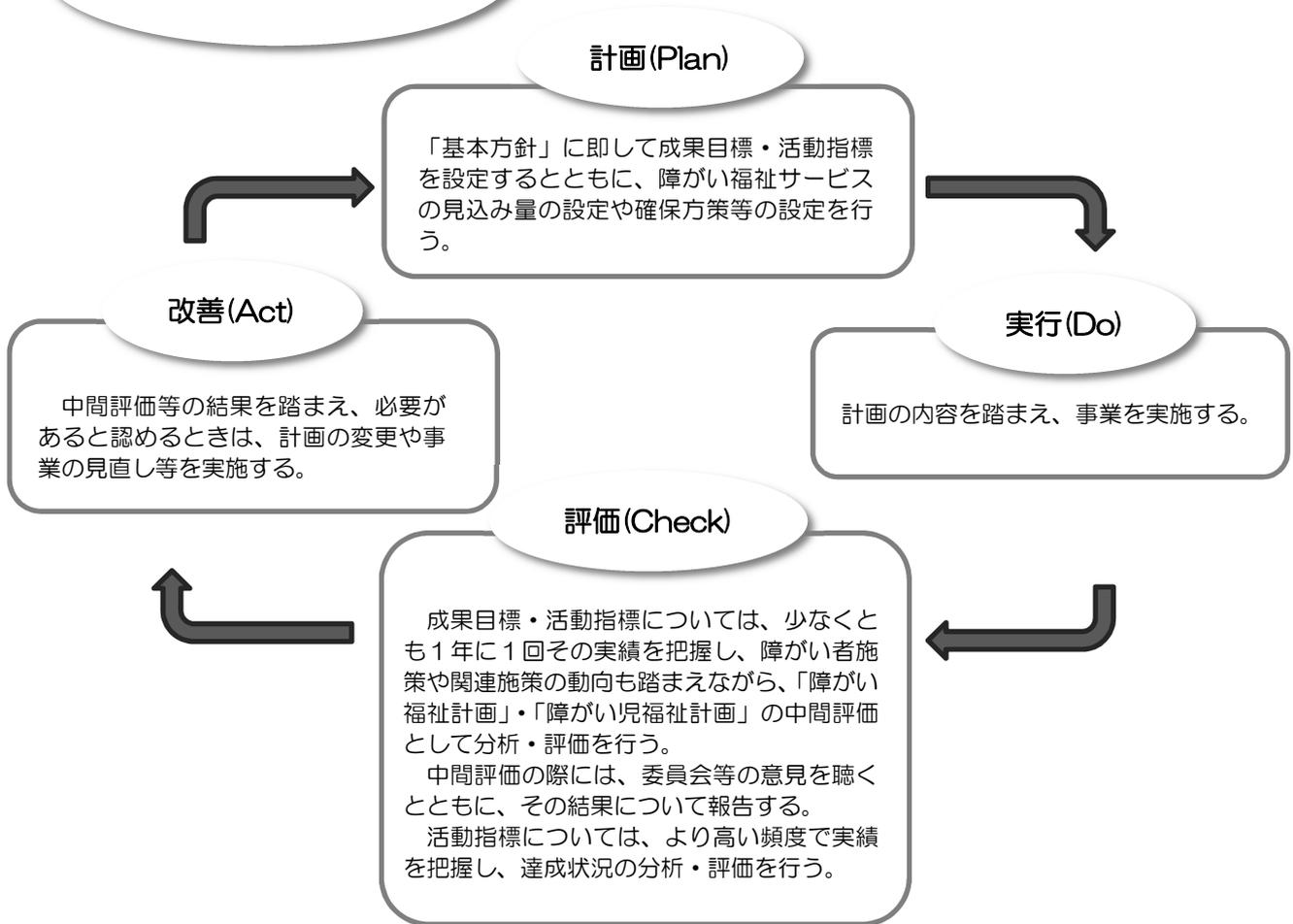
また、広域的に対応すべき施策については、国・県及び「秩父障害保健福祉圏域」との密接な連携を図りながら、推進していきます。

さらに、1市4町による『ちちぶ定住自立圏』において設置する「秩父地域自立支援協議会*」でも、連携を図っていきます。

③推進・進行管理のための委員会の設置

本計画の施策やサービスの実効性を高め円滑な推進を図るために、「秩父市障がい者福祉計画推進委員会」を設置し、「PDCAサイクル」を導入して、「秩父地域自立支援協議会」と連携して進捗状況等の評価と課題事項の検討等を行います。

「PDCAサイクル」の
プロセスのイメージ



④財源の確保と適正な受益者負担

どんなに素晴らしい計画でも、必要な人員と財源が確保できなければ、「絵に描いた餅」になってしまいます。

このため、常に現状のサービス内容の見直しを行って、適正な受益者負担に配慮するとともに、限りある人員と財源を適切に配分し、優先順位や事業効果、必要性について十分な検討のうえ、実施します。



第7章 付属资料

資料1 用語の解説

【あ・ア行】

あいサポート運動

誰もが、多様な障害の特性、障害のある人が困っていることや障害のある人への必要な配慮などについて理解して、障害のある人にちょっとした手助けや配慮などを実践することにより、暮らしやすい地域社会（共生社会）を実現していく運動のことで、平成21年11月に鳥取県で始まった。

育成医療

現在身体に障害があるか、または現に疾患があって、そのまま放置すると将来障害を残すと認められる子どもに行われる、手術等の外科的な治療等のこと。

障害者総合支援法に基づき、「育成医療」によってその症状が軽くなり日常生活が容易にできるようになると認められる場合には、指定自立支援（育成）医療機関での治療に要する医療費の一部が公費で助成される。

インクルーシブ保育

年齢、国籍、障害の有無にかかわらず、どんな背景を持った子どもも受け入れる保育のこと。「違い」を排除することなく受け入れ、ともに育つ環境を提供する。

【か・カ行】

ケアマネジメント

障害のある人の地域生活を支援するために、サービス利用者の保健・医療・福祉にわたる幅広いニーズと、地域のさまざまな社会資源により提供される複数のサービスを適切に結び付けて調整を図り、総合的かつ継続的なサービス提供を確保すること。

高次脳機能障害／高次脳機能障がい

事故による受傷や疾病により脳の器質的病変がある、または日常生活、社会生活に制約があり、その主たる原因として記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害が認められる場合、「高次脳機能障害」と診断される。以下はその主要症状の内容。

- ◇記憶障害…物の置き場所を忘れたり、新しい出来事を覚えていられなくなる。そのために何度も同じことを繰り返したり質問したりする。
- ◇注意障害…ぼんやりしていて、何かについてミスばかりする。2つのことを同時にしようとすると混乱する。
- ◇遂行機能障害…自分で計画を立てて物事を実行することができない。行き当たりばったりの行動をする。
- ◇病識欠如…自分が障害がある状態であることに対する認識がうまくでき

ない。障害が無いかのように振る舞ったり、言ったりする。

更生医療

身体に障害のある人の障害を軽減・補完し、日常生活や職業生活を容易にするために行われる治療（人工関節置換術、ペースメーカー移植術、肝・腎移植術等）のこと。

障害者総合支援法に基づき、更生医療に対して、指定自立支援（更生）医療機関での治療に要する医療費の一部が公費で助成される。

個別の教育支援計画

障害のある児童生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもとに、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した支援を行うことを目的に作成する計画のこと。

計画には、教育のみならず、福祉、医療、労働等のさまざまな側面からの取り組みが必要であり、関係機関・関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠である。

【さ・サ行】

障害者虐待防止センター

「障害者虐待防止法」により、各市町村が「障害者虐待防止センター」としての機能を果たすことになっており、その具体的な業務は、「養護者、障害者福祉施設事業者等、使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理」、「養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言」、「障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発」となっている。

障害者総合支援法

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」で、平成25年に法律の理念、目的等の改正が行われ、「障害者自立支援法」から変更された。「障害の有無にかかわらず、国民が相互に尊重され安心して暮らせる社会」の実現に向けて、障害福祉サービスの充実や対象者の拡大などが定められた。

障害者優先調達推進法

正式名称は「国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年6月27日法律第50号）。障害者就労施設で就労する障害のある人や在宅で就業する障害のある人の経済面での自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労支援施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された。

職場適応援助者（ジョブコーチ）

障害のある人が職場に適応できるよう、職場に直接出向いて支援を行うとともに、事業者に対し、障害のある人の職場適応のために必要な助言を与える等、障害の特性を踏まえた直接支援を行う専門職員のこと。

成年後見制度

障害や認知症等のため判断能力が不十分な人に関して、裁判所の裁定に基づいて「成年後見人」が契約や財産管理、身上監護等の法律行為全般を行い、社会制度の中で不利益を被らないように支援する制度。

【た・タ行】

地域自立支援協議会

「障害者総合支援法」に基づき、障害のある人がニーズに合わせて適切にサービスを利用できるようにするため、地域における障害福祉に関する関係者による連携・支援体制の協議を行う組織のこと。

『秩父地域自立支援協議会』では、「くらす部会」・「そだてる部会」・「はたらく部会」の3つの専門部会を立ち上げており、日常的に「個別支援会議」や毎月行う「相談支援連絡会議」の中で挙げられる地域の課題を「運営会議」で検討、調整している。「全体会」では、運営会議を通じて挙げられた地域の課題を確認し、自治体に施策提案等を行っている。

統合失調症

主に、幻覚や幻聴、妄想、物事を考えていく道筋がまとまらない、自分の感覚や考えを自覚しにくい等の症状が現れる精神疾患の一つ。そのため、「生活障害」と呼ばれる、人と交流しながらの社会生活に対する困難さを抱えることが多い。以前は「精神分裂病」と呼ばれていたが、現在では正式な病名は「統合失調症」に変更されている。

特別支援学級

小学校、中学校等に教育上特別な支援を必要とする児童・生徒のために置かれた学級のこと。

特別支援学校

障害の種類によらず一人ひとりの特別な教育的ニーズに応じた支援を行う学校。在籍する児童生徒に教育を施すだけでなく、地域の幼稚園、小・中・高等学校に在籍する児童生徒の教育に関する助言・支援、いわゆる「センター的機能」も担うよう定義されている。

特別支援教育コーディネーター

教育上特別な配慮を必要とする子どもへの支援を適切に行うために、校内や福祉、医療等の関係機関との連携協力の強化を図る連絡調整役のこと。保護者に対する相談窓口、担任への支援、巡回相談や専門家チームとの連携、校内委員会での推進等が役割となっている。

なお、「特別支援教育」とは、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育を言う。

トライアル雇用

「ハローワーク」及び民間職業紹介事業者等の紹介により、障害のある人をはじめとする事業対象者につき原則3か月間の試行雇用（トライアル雇用）を行い、労働者の適性等を実際に見極めた上で本採用するかどうかを決めることができる制度のこと。

労働者は、実際に働くことを通じて企業が求める適性や能力・技術を把握することができ、事業主は、事業対象者の雇用期間に応じて奨励金を受け取ることができる。

【な・ナ行】

難病

特定の疾患群を指す医学用語ではないが、厚生労働省が定めた「難病対策要綱」では、以下のように定義されている。

- ①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病。
- ②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。

日常生活用具

障害児（者）の日常生活の便宜を図るための用具。特殊寝台、特殊マット、ストーマ（人工肛門、人口膀胱）装具等が該当する。

【は・ハ行】

発達障害／発達障がい

脳機能の障害による症状が通常、低年齢において発現するものを言う。「発達障害者支援法」では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）等と定義している。

◇自閉症…3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害。

◇アスペルガー症候群…「自閉症」の一種。知能と言語の発達は保たれているが、対人関係の障害、コミュニケーションの障害があり、行動と興味の範囲が限局的で常同的である。

◇広汎性発達障害…「自閉症」と、「アスペルガー症候群」等の「自閉症」に近い特徴を持つ発達障害の総称。

バリアフリー

障害のある人、高齢者等が、移動や施設を利用する上で「バリア（障壁）」となるものを取り除くことで生活しやすくしよう、という考え方のこと。現在では、物理的なバリア（障壁）以外に、社会的、制度的、心理的なバリア（障壁）を取り除く意味でも用いられている。

ピアサポート

「ピア（peer）」は「仲間」という意味であり、同じ立場や同じ課題に直面している当事者同士による援助関係のことを「ピアサポート」と言う。

また、「ピアサポーター」はその役割を務める障害のある人自身のことで、同じ疾病や障害のある人の相談に乗ったり、サービス提供に関わったりする。

フォーマル・インフォーマルな社会資源

「フォーマルな社会資源」とは、利用者がニーズを充足したり問題解決をしたりするために活用される各種の制度、施設や機関、人材等のうち、特定の目的や役割、責任等を持つ公的な支援の総称。「障害者総合支援法」、「介護保険法」、「生活保護法」、及び法律に基づく措置制度等に基づくサービスや支援者、医療機関・医療従事者等が該当する。

「インフォーマルな社会資源」とは、利用者がニーズを充足したり問題解決したりするために活用される各種の制度、施設や機関、人材等のうち、近隣や地域社会、民間やボランティア等による非公的な支援の総称。近所の住人、商店街、ボランティア、親戚、家族、当事者団体（家族会、連絡会、自助グループ）、携帯電話、老人会、町内会、図書館、喫茶店、パソコン、テレビ、ラジオ等が該当する。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」に基づいて民間企業・地方公共団体に対して定められた、障害のある人の雇用割合のこと。一般の民間企業では、平成30年4月1日以降については従業員数の2.2%に相当する人数以上の障害のある人を雇用することが義務づけられている。

【ま行】

民生委員・児童委員

「民生委員法」と「児童福祉法」に基づいて厚生労働大臣から委嘱された民間の奉仕者（身分は埼玉県非常勤特別職員となる）。福祉事務所、児童相談所等の関係機関の業務に協力するほか、担当区域において生活上の保護指導や相談に応じること等を主な業務としている。

【ヤ行】

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、あらゆる人々が利用しやすいようにデザインする考え方のこと。対象は施設や製品だけにとどまらず、教育や文化、情報提供等に至るまで、多岐に渡る。

【ら・ラ行】

リハビリテーション

障害のある人の身体的、精神的、社会的な能力を發揮させ、自立と参加を促すために行われる訓練のこと。単なる機能障害の改善や維持だけでなく、障害のある人が人間としての尊厳を回復するための精神的、職業的な復帰訓練も含めた「全人間的復権」という概念で用いられる。

療育

障害のある子どもの「治療と教育（保育）」を意味する。障害の軽減や進行予防、精神面における発達の援助、日常生活動作を身に付け社会性を發揮するための支援・援助等を行うこと。

レスパイト入院

常時医療管理が必要な患者が在宅で療養しており、介護者・支援者の事情で在宅での介護等が一時的に困難になった場合に、病院に患者が短期入院するしくみ。

資料2 秩父市障がい者福祉計画策定・推進委員会設置要綱

平成26年11月6日

訓令第14号

(設置)

第1条 秩父市障がい者福祉計画(以下「計画」という。)を策定し、及び推進するため、秩父市障がい者福祉計画策定・推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(平28訓令1・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に基づく事業の推進に関すること。
- (3) 計画の評価及び見直しに関すること。
- (4) その他計画の策定及び推進のために必要な事項に関すること。

(平28訓令1・一部改正)

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障がい者福祉に関して識見を有する者
- (2) 障がい者団体の関係者
- (3) 障がい者福祉施設の関係者
- (4) 特別支援学校の関係者
- (5) 市議会議員
- (6) 公募による市民
- (7) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の期間が満了する日までの期間とする。

(平28訓令1・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

-
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部において処理する。

(平27訓令2・一部改正)

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(平成27年3月26日訓令第2号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月24日訓令第1号)

この訓令は、令達の日から施行する。

資料3 秩父市障がい者福祉計画策定・推進委員会委員名簿

任期：平成29年6月2日～平成33年3月31日

	団体名	役職名	氏名
1	秩父市議会文教福祉委員会	委員長	高野 宏 ◎
2	市民代表	(公募)	加藤 尚美
3	市民代表	(公募)	川上 直哉
4	市民代表	(公募)	原島 くみ子
5	(身障団体) 身体障害者福祉会	代表理事	新井 喜一
6	(知的団体) 秩父手をつなぐ育成会	理事	関根 要子
7	(精神団体) 秩父郡市精神保健福祉会	会員	山崎 かや
8	(身障施設) カナの会	施設長	酒井 操
9	(知的施設) 清心会	法人本部長	関根 三枝 ○
10	(精神施設) アクセス	施設長	新井 康代
11	秩父公共職業安定所	統括職業指導官	榊田 由香
12	埼玉県秩父保健所	担当部長	戸森 良江
13	埼玉県秩父福祉事務所	所長	羽生 公洋
14	秩父障がい者総合支援センター フレンドリー	チーフ	長谷川 智恵美
15	秩父障がい者就労支援センター キャップ	係長	田端 義郎
16	埼玉県立秩父特別支援学校	校長	豊田 弘
17	秩父郡市医師会	医師会代表	井上 靖
18	秩父市社会福祉協議会	課長	野口 健
19	秩父市民生委員・児童委員協議会	会長	宮下 昭

*氏名欄の「◎」…委員長、「○」…副委員長

資料4 秩父市福祉2計画検討委員会設置要綱

◇福祉2計画…「障がい者福祉計画」・「高齢者福祉計画」・「介護保険事業計画」のこと。

平成17年4月1日

訓令第57号

(設置)

第1条 秩父市障がい者福祉計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、秩父市障がい者福祉計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(平26訓令13・一部改正)

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び調整を行う。

- (1) 障がい者を取り巻く社会環境の分析及びその対応方針に関すること。
- (2) 障がい者のための行政の役割及び総合的な福祉施策の在り方に関すること。
- (3) その他計画の策定に関し、必要な事項に関すること。

2 前項に定めるもののほか、委員会は、計画の策定に関する庁内連絡調整を行う。

(平26訓令13・一部改正)

(組織)

第3条 委員会は、市の職員をもって組織し、市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第1条の目的を達成し、委員会が解散するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要に応じ関係職員の会議への出席を求めることができる。

(平26訓令13・一部改正)

(作業部会)

第7条 委員会に、必要に応じ作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、委員会において指示された事項を検討する。

3 作業部会の委員は、委員長が委員会に諮って指名する。

4 作業部会は、必要に応じ関係職員の会議への出席を求めることができる。

5 作業部会は、検討経過等について、必要に応じ委員会へ報告するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。(平26訓令13・一部改正)

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部において処理する。

(平27訓令2・一部改正)

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成26年11月6日訓令第13号)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(平成27年3月26日訓令第2号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

資料5 秩父市福祉2計画検討委員会委員名簿

	所属部	職名	氏名
1		副市長	持田 末広
2		教育長	新谷 喜之
3	市長室	室長	高橋 進
4	総務部	部長	町田 恵二
5	財務部	部長	藤代 元
6	環境部	部長	小池 正一
7	市民部	部長	横田 好一
8	福祉部	部長	浅見 利春
9	保健医療部	参事	笠原 明彦
10	産業観光部	部長	江田 和彦
11	地域整備部	部長	廣瀬 恭一
12	吉田総合支所	総合支所長	新井 和美
13	大滝総合支所	総合支所長	加藤 伸之
14	荒川総合支所	総合支所長	鈴木 日出男
15	市立病院事務局	局長	大野 輝尚
16	会計管理者	会計管理者	湯本 則子
17	教育委員会事務局	局長	新井 康代
18	議会事務局	局長	山岸 剛

資料6 秩父市福祉2計画検討委員会障がい者福祉計画作業部会委員名簿

	団体名	所属課	職名	氏名
1	市長室	地域政策課	主査	町田 英之
2	総務部	危機管理課	主席主幹	山中 恭夫
3	市民部	市民スポーツ課	主査	大橋 雄高
5	福祉部	社会福祉課	主幹	新井 文広
7	福祉部	高齢者介護課	主席主幹	松村 浩之
8	福祉部	地域包括支援センター	保健師	長瀬 裕美
9	福祉部	こども課	主査	嶋田 智子
10	保健医療部	地域医療対策課	主査	山中 和也
11	保健医療部	保健センター	主任保健師	黒澤 裕里
12	地域整備部	建築住宅課	主査	軽部 格
13	吉田総合支所	市民福祉課	主任	田嶋 なるみ
14	大滝総合支所	市民福祉課	主席主幹	川合 良成
15	荒川総合支所	市民福祉課	主席主幹	青野 滝子
16	市立病院	地域医療連携室	主任	若林 政典
17	教育委員会	学校教育課	主幹（指）	福島 剛

*番号4、6の委員については、「高齢者福祉計画」部会のみを担当したため省略。

資料7 策定事務局名簿

所属部局	所属課	職名	氏名
福祉部		部長	浅見 利春
		次長	浅香 貴雄
	障がい者福祉課	課長	川田 幸一
	障がい者福祉課	主幹	板橋 和美
	障がい者福祉課	主査	田波 茉莉

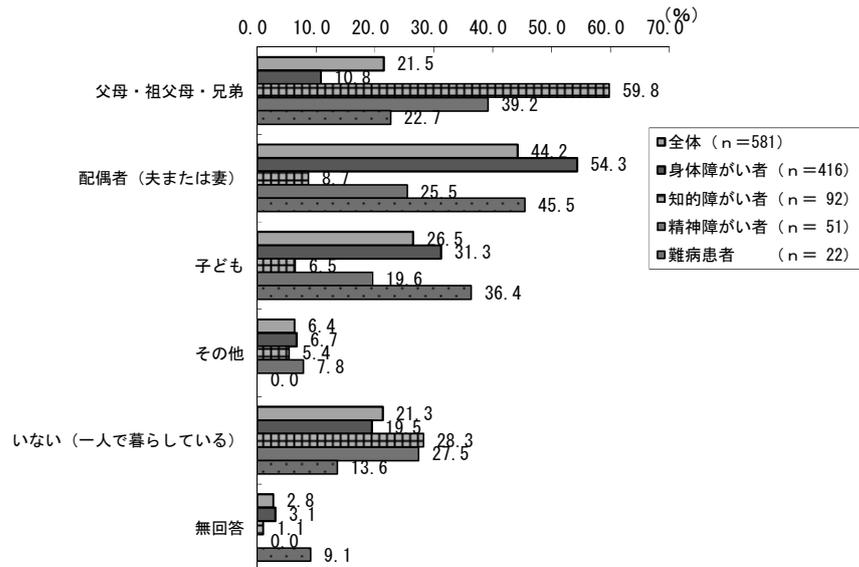
資料8 計画策定までの経過

期日	内容	
平成29年6月5日(月)	第1回策定・推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 委員長及び副委員長の互選について 秩父市障がい者福祉計画策定概要 市民アンケート調査について
平成29年6月16日(金) ～6月27日(火)	市民アンケート調査	無作為抽出による障害者手帳所持者及び難病患者配付1,000人、回収581人(回収率58.1%)
平成29年8月10日(木) ～8月25日(金)	サービス事業所及び障がい福祉関係団体へのヒアリング調査	ヒアリングシートを送付し、サービス事業所及び団体の課題・ニーズを調査 配付36か所(事業所27か所、団体9か所) 回収27か所(事業所19か所、団体8か所)
平成29年11月6日(月)	第1回作業部会(電子会議)	第五期秩父市障がい者福祉計画等計画の素案の確認について
平成29年11月10日(金)	第1回検討委員会(電子会議)	第五期秩父市障がい者福祉計画等計画の素案の確認について
平成29年11月17日(金)	第2回策定・推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 市民アンケート・ヒアリング調査の結果について 第五期秩父市障がい者福祉計画素案について
平成29年12月12日(火) ～平成30年1月10日(水)	パブリックコメント	市内公共施設5か所及びホームページ上に計画案を公表し、意見を募集(意見…14件)
平成29年12月18日(月) ～平成30年1月17日(水)	秩父地域自立支援協議会全体会委員への意見聴取	第五期秩父市障がい者福祉計画素案について
平成30年1月19日(金)	第2回作業部会(電子会議)	第五期秩父市障がい者福祉計画等計画の素案の確認について
平成30年1月19日(金)	第2回検討委員会(電子会議)	第五期秩父市障がい者福祉計画等計画の素案の確認について
平成30年2月9日(金)	第3回策定・推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント及び秩父地域自立支援協議会全体会委員への意見聴取結果について 第五期秩父市障がい者福祉計画素案について
平成30年3月5日(月)	答申	

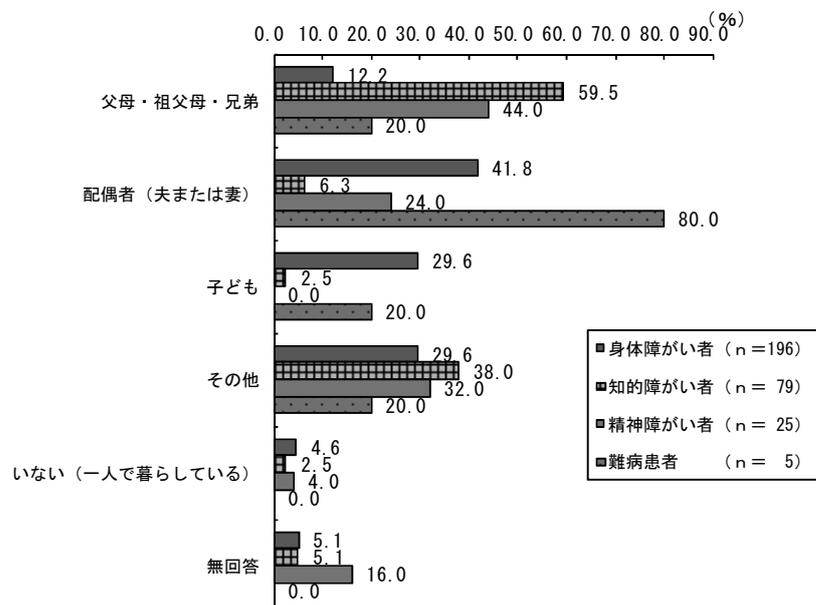
資料9 アンケート調査結果からの抜粋

(1) 生活状況について

問4 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。(あてはまるものすべてに○) ※グループホーム、福祉施設等を利用されている方は、「5」と回答してください。



(前問で、1つでも「一部介助が必要」または「全部介助が必要」と答えた方へ)
問6 あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。(あてはまるものすべてに○)



問16 あなたは現在、どのように暮らしていますか。(○は1つだけ)

	合計	一人で暮らしている	家族と暮らしている	グループホームで暮らしている	福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている	病院に入院している	その他	無回答
全体	581 100.0	67 11.5	432 74.4	26 4.5	33 5.7	13 2.2	1 0.2	9 1.5
身体	416 100.0	50 12.0	318 76.4	8 1.9	23 5.5	11 2.6	1 0.2	5 1.2
知的	92 100.0	2 2.2	62 67.4	17 18.5	8 8.7	1 1.1	0 0.0	2 2.2
精神	51 100.0	11 21.6	35 68.6	1 2.0	2 3.9	1 2.0	0 0.0	1 2.0
難病	22 100.0	4 18.2	17 77.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 4.5

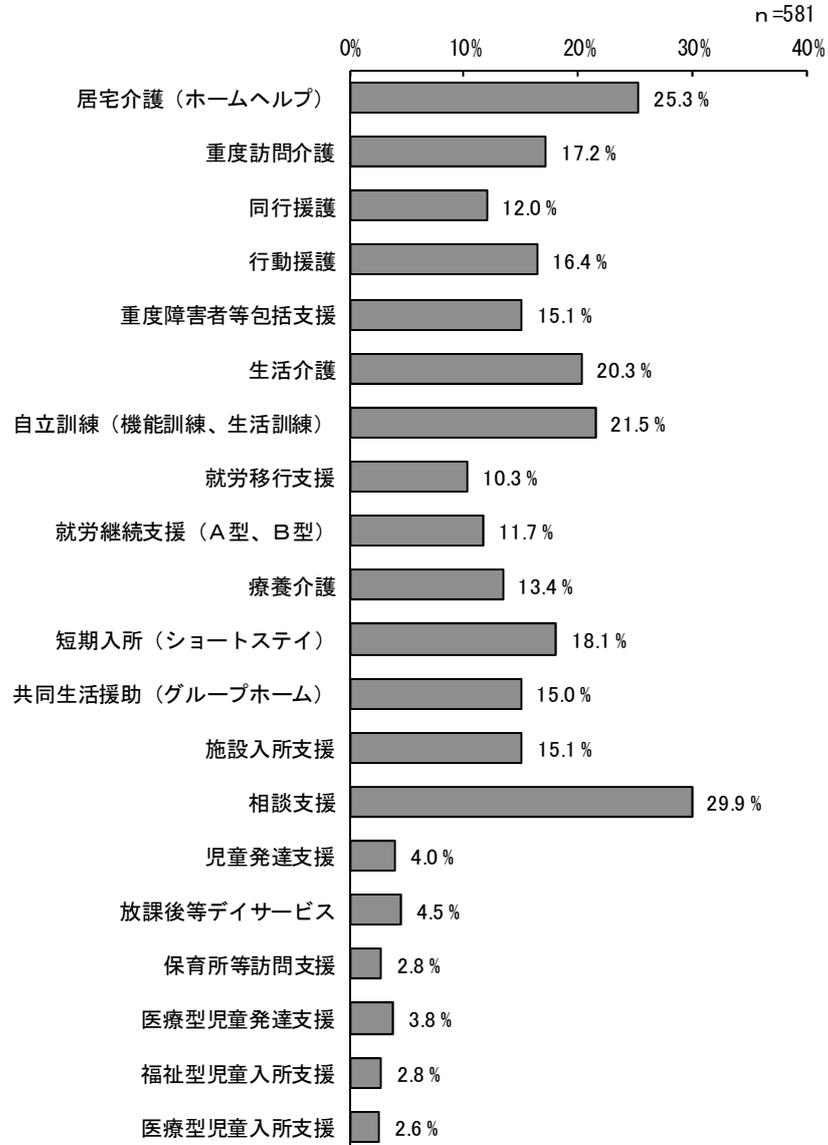
【問17と問18は、前問で「4(施設)」または「5(病院)」を選択した場合にお答えください。】

問17 あなたは将来、地域で生活したいと思いますか。(○は1つだけ)

	合計	今のまま地域で生活したい	グループホームなどを利用して地域で生活したい	家族と一緒に地域で生活したい	地域の一般の住宅でひとりで暮らしをしたい	特に地域で生活したいと思わない	その他	無回答
全体	46 100.0	19 41.3	5 10.9	7 15.2	1 2.2	5 10.9	4 8.7	5 10.9
身体	34 100.0	16 47.1	3 8.8	6 17.6	1 2.9	2 5.9	2 5.9	4 11.8
知的	9 100.0	3 33.3	2 22.2	1 11.1	0 0.0	1 11.1	1 11.1	1 11.1
精神	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 66.7	1 33.3	0 0.0
難病	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

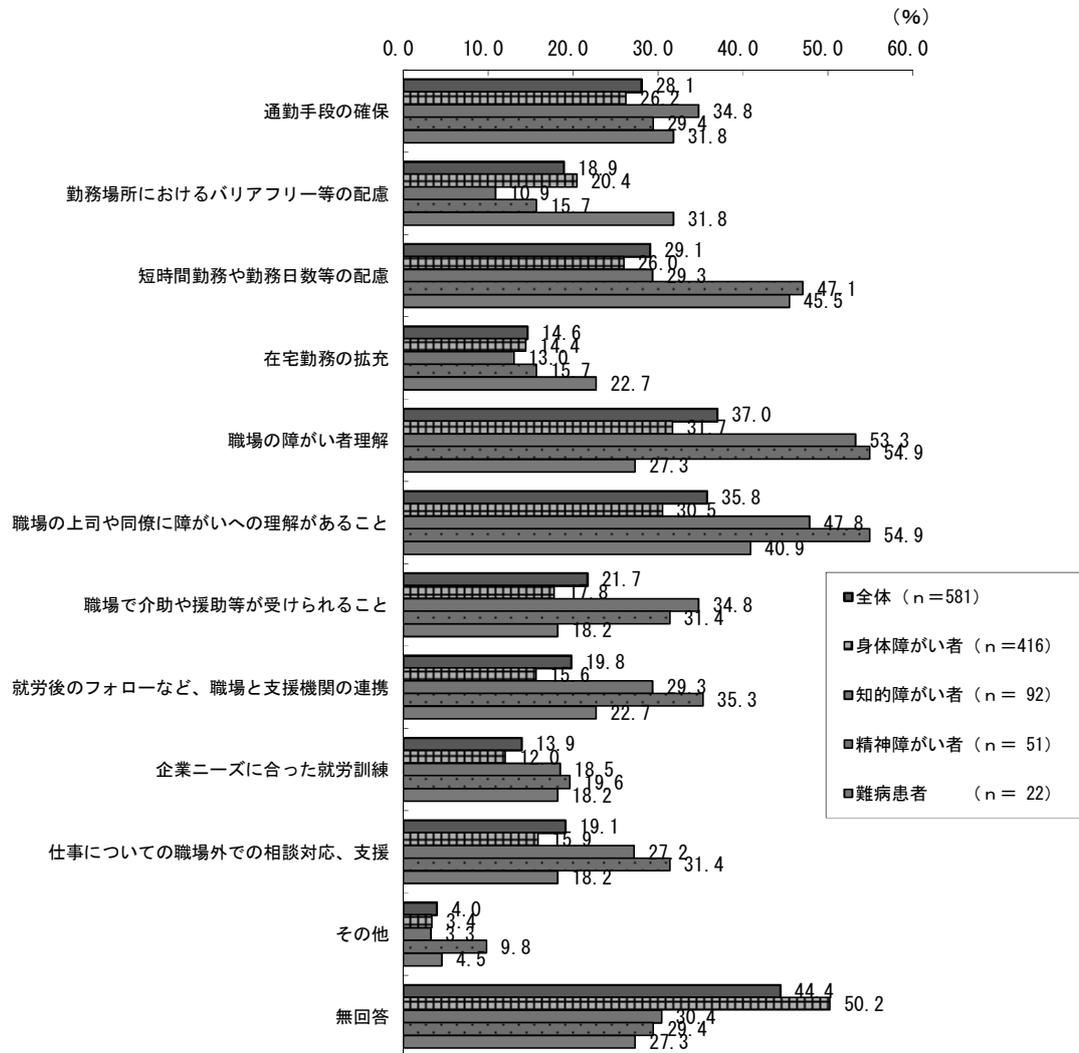
(2) 今後のサービス利用について

問29 あなたは次のサービスを今後利用したいと考えるか。



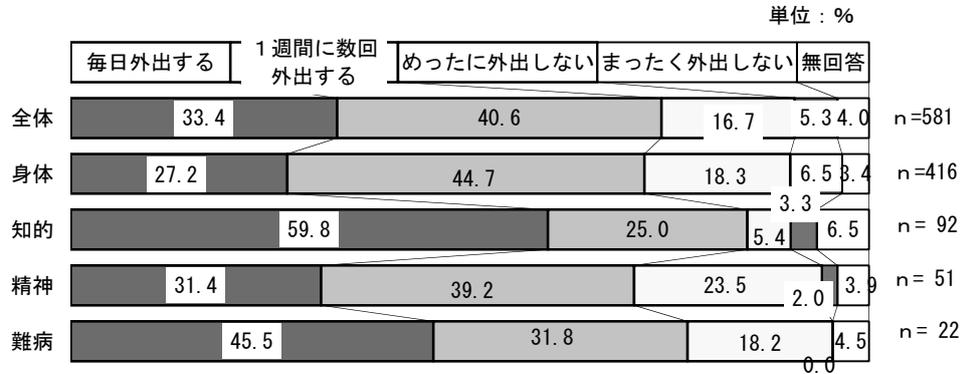
(3) 必要と思う就労支援

問27 あなたは、障がいのある人の就労支援としてどのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)



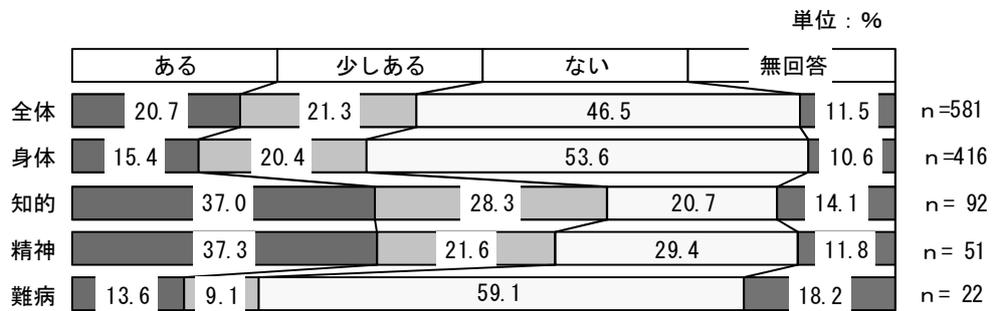
(4) 外出について

問19 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(○は1つだけ)



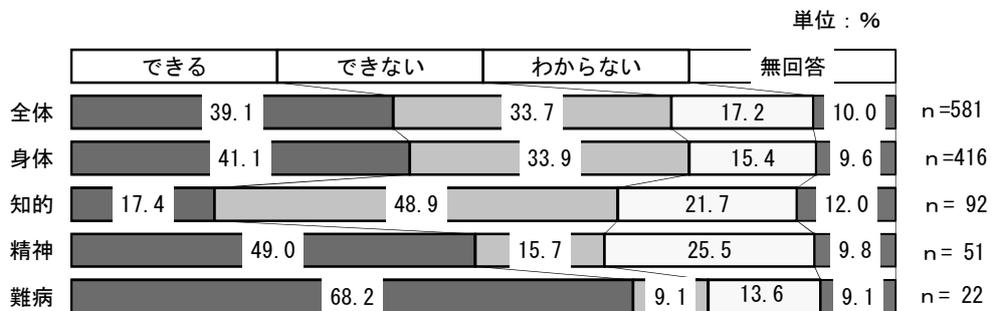
(5) 障がいのある人の権利の擁護について

問32 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。(○は1つだけ)



(6) 災害時について

問37 あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。(○は1つだけ)



(7) 障がいのある人の地域生活への支援について

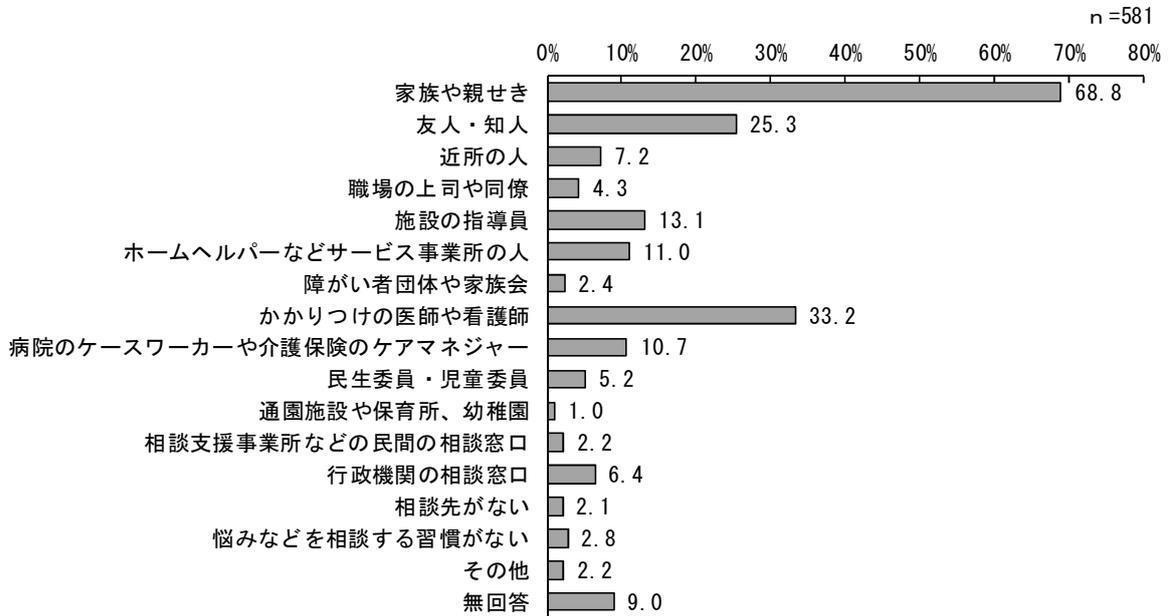
【問17と問18は、前問で「4(施設)」または「5(病院)」を選択した場合にお答えください。】

問18 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

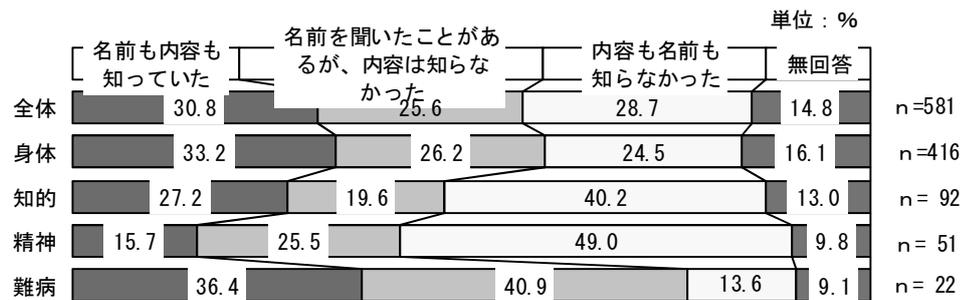
	合計	在宅で医療ケアなどが適切に得られること	障がいに適した住居の確保	必要な在宅サービスが適切に利用できること	生活訓練等の充実	経済的な負担の軽減	相談対応等の充実	地域住民等の理解	その他	無回答
全体	46 100.0	18 39.1	15 32.6	16 34.8	8 17.4	20 43.5	11 23.9	7 15.2	3 6.5	7 15.2
身体	34 100.0	13 38.2	9 26.5	10 29.4	6 17.6	15 44.1	7 20.6	3 8.8	2 5.9	6 17.6
知的	9 100.0	4 44.4	3 33.3	4 44.4	2 22.2	2 22.2	2 22.2	2 22.2	1 11.1	1 11.1
精神	3 100.0	1 33.3	3 100.0	2 66.7	0 0.0	3 100.0	2 66.7	2 66.7	0 0.0	0 0.0

*難病患者については、該当する回答者は無し。

問30 あなたは普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。(あてはまるものすべてに○)



問35 あなたは、「成年後見制度」についてご存知でしたか。(○は1つだけ)



第五期秩父市障がい者福祉計画
秩父市障がい福祉計画・障がい児福祉計画

発 行 平成30年3月

編 集 秩父市 福祉部 障がい者福祉課

〒368-8686 埼玉県秩父市熊木町8番15号

TEL : 0494-27-7331(直通) FAX : 0494-27-7336

U R L <http://www.city.chichibu.lg.jp/>

この冊子は環境に配慮して再生紙を使用しています。





秩父市イメージキャラクター

ポテくまん